

令和3年第2回岩泉町議会 定例会会議録目次

第1号（6月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号～報告第4号の上程、報告	6
・報告第1号 令和2年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
て	
・報告第2号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第3号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について	
・報告第4号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・同意第1号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10

・議案第 3号 町道メズクメ線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求め ることについて	
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第 4号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求め ることについて	
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・議案第 5号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求め ることについて	
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・議案第 6号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第 7号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
・議案第 8号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
・議案第 9号 調停の申立てに関し議決を求めることについて	
議案第1号の上程、説明、委員会付託	23
・議案第 1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）	
議会基本条例推進委員の指名	24
一般質問	24
3番 畠山昌典議員	24
8番 坂本 昇議員	33
4番 畠山和英議員	39
2番 佐藤安美議員	51
散会の宣告	56
第 2 号 （6月4日）	
出席議員	59

欠席議員	59
職務のため議場に出席した者の職・氏名	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	60
議事日程	61
開議の宣告	63
議事日程の報告	63
一般質問	63
7番 林崎竟次郎議員	63
1番 千葉泰彦議員	72
散会の宣告	83

第 3 号 (6月8日)

出席議員	85
欠席議員	85
職務のため議場に出席した者の職・氏名	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	86
議事日程	87
開議の宣告	89
議事日程の報告	89
議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	89
・議案第 1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)	
発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
・発議案第4号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋 放出決定を撤回し、慎重な対応を求める意見書(案)の提出に ついて	
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	91
閉会の宣告	92
署名	93

令和3年第2回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 5 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 6 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 6 月 3 日 午 後 2 時 0 8 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	5 番	八重樫龍介
	6 番	三田地久志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月3日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 令和2年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

日程第6 報告第3号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について

日程第7 報告第4号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について

日程第8 同意第1号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第9 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

日程第10 議案第3号 町道メズクメ線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることに
ついて

日程第11 議案第4号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることに
ついて

日程第12 議案第5号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることに
ついて

日程第13 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第15 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第16 議案第9号 調停の申立てに関し議決を求めることについて

日程第17 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）

日程第18 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第2回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、畠山和英さん、5番、八重樫龍介さん、6番、三田地久志さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、5月31日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から6月8日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月8日までの6日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び岩手県沿岸知的障害児施設組合理議会定例会、宮古地区広域行政組合理議会定例会、岩手県後期高齢者医療広域連合理議会定例会の議決事件の概要報告は、印刷して、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号～報告第4号の上程、報告

○議長（野館泰喜君） 日程第4、報告第1号から日程第7、報告第4号までの報告を行います。

報告第1号 令和2年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についてまで順番に報告を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 令和2年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度岩泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。1ページの2款1項職員テレワーク用機器整備事業から、裏面の2ページ、7款3項辺城子沢川河川改修事業までの19事業でございまして、翌年度の繰越額を5億8,120万3,000円とするものでございます。なお、財源内訳は、既収入特定財源が265万1,000円、未収入特定財源が総額で5億7,104万4,000円、一般財源が750万8,000円でございます。

次に、報告第2号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。1款2項マンホールポンプ改築更新事業及び岩泉浄化セン

ター改築更新事業の2事業でございまして、翌年度の繰越額を2,872万6,000円とするものでございます。なお、財源内訳は、未収入特定財源が総額で2,870万5,000円、一般財源2万1,000円でございます。

次に、報告第3号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告書を提出する。

令和3年6月3日、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。岩泉ホールディングス株式会社におきましては、第6期事業報告書が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、第7期の事業計画といたしまして令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなるものでございます。

内容につきましては、次の1ページから記載のとおりでございまして、10ページに貸借対照表、11ページに損益計算書を記載してございます。また、15ページから18ページに子会社2社の貸借対照表及び損益計算書をそれぞれ記載してございますので、御覧をいただきたいと存じます。

次に、報告第4号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告書を提出する。

令和3年6月3日、岩泉町長、中居健一。

岩泉農業振興公社におきましては、第40期事業報告書が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、第41期事業計画書といたしまして令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

内容につきましては、次ページからとなりまして、5ページに貸借対照表、8、9ページに正味財産増減計算書を記載しておりますので、御覧願いたいと存じます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野館泰喜君） これで報告第1号から報告第4号までの4件全部の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第8、同意第1号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第1号 岩泉町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、三上亜希子。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町教育委員会委員東野亜弥が、令和3年6月27日をもって辞職することに伴い、新たに任命しようとするものである。

次のページに参考資料といたしまして略歴書をおつけしてございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 1件お伺いいたします。任期についてお知らせをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

前任の東野亜弥委員が3年を残してということでございますので、三上亜希子委員は残任期間の3年ということになっております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） その期間なものですから、例えば令和6年の何月何日というのがお分かりですか。なければ3年ということで了といたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 失礼いたしました。令和6年の6月27日までということになっております。

○議長（野館泰喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工
事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請
負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結する
ため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額。1億9,910万円。

4、請負者。住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約を締結しようとする
ものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、6月4日着工予定、令和4年3月8日の完成予定でございます。

工事概要は、施工延長が22.9メートル、消波ブロック40トン型、50トン型の製作、据付けでございます。下段の横断図、赤色の着色部分が本工事の施工箇所でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、議案第3号 町道メンズクメ線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第3号 町道メンズクメ線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

町道メンズクメ線舗装工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。町道メنزクメ線舗装工事。

2、工事場所。岩泉町猿沢字外山地内。

3、契約金額。1億10万円。

4、請負者。住所、田野畑村日蔭57番地4。氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町道メنزクメ線舗装工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、6月4日着工予定、年内12月28日の完成予定でございます。

工事概要でございますが、施工延長は1,100メートル、舗装工が4,950平方メートル、排水工が一式でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） そうすると、このメنزクメ線はこれで全て舗装になるということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今のご質問にお答えします。

今年度の舗装をもって、町道メنزクメ線は全て舗装になるということになります。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 関連をして、あそこの路線は勾配が結構きつい路線と見受けておりますが、そのときの冬期の凍結に対する対応策というのが特別な措置が取られているのかどうか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 現道は、ご質問のとおり急勾配の場所ということで、今回の工事では舗装は行いますけれども、その前に下層路盤工からの整備ということで、一定の下層路盤層を設けますので、まず、しみといたしますか、寒さ対策は十分それでこれまでよりは取れるというふうに考えておりますし、排水側溝も設けますので、一定の流れ出る流量のほうは側

溝のほうで対処できるかなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） それでは、これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第11、議案第4号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第4号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

町道刈屋沢長田線舗装工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名。町道刈屋沢長田線舗装工事。

2、工事場所。岩泉町大川字滝鳴地内。

3、契約金額。7,700万円。

4、請負者。住所、宮古市長町一丁目4番1号。氏名、三好建設株式会社、代表取締役、三好健志。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町道刈屋沢長田線舗装工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、6月4日着工予定、令和3年12月11日完成予定。

工事概要でございます。施工延長が1,320メートルで、舗装工は5,280平方メートル、排水工、一式でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

○4番（畠山和英君） これは舗装工事であります。台風でこれがちょっとやれないでいたわけですが、台風のとときに沢から土砂が落ちて、仮にそこを通しての箇所がありますが、舗装工事ではありますけれども、それは事前に補修なりして工事はするという事でよろしいでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今の土砂崩れの場所ですか、そこちょっと私確認は取っておりませんが、これまでの工事で、今回やる区間のネット工事を行って落石防止は行っていると思っておりますし、当初の施工では基本道路の舗装工事ということを考えておりますけれども、特に区間の中で滝があります。あそこの水が道路側に漏れてこれないような対策は、現地での協議を踏まえながらやっていきたいと考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 今の件ですが、ネットとかではなくて、その手前のところの土砂が崩れたところがあるのです。そこは見てもらって、やっぱりしっかり直してからやらないと駄目だなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） 答弁よろしいですか。

○4番（畠山和英君） お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今のご質問のとおり、現地のほうは確認して、必要な対策は取っていききたいと思ひます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第12、議案第5号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第5号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

町道唐地線橋梁上部工工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名。町道唐地線橋梁上部工工事。

2、工事場所。岩泉町釜津田字唐地地内。

3、契約金額。1億835万円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町道唐地線橋梁上部工工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、6月4日着工予定、令和4年3月15日の完成予定でございます。

工事概要でございますが、コンクリート橋上部工として、橋長35.2メートル、橋梁全幅員6.2メートル、踏掛版一式、そして路盤工及び仮設工が一式でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） この長さが35.2メートルですか、これに欄干が見えません。危険ではありませんか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） この図面ではなかなか判断できませんけれども、橋にはガードレールをつけます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第13、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、家畜運搬車。型式・車名、N P S 8 8 A R—H J 6 A A—M、いすゞ E L F ワイド。数量、1台。契約金額、910万6,900円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、宮古市千徳第10地割2番地8。氏名、盛岡いすゞモーター株式会社 宮古営業所、所長、堂屋健彦。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。畜産振興事業の用に供する家畜運搬車を買入れしようとするものである。

次のページの参考資料に家畜運搬車の概要、下段のほうに外観図をおつけしております。納期は、年内12月28日でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、合砂丈司さん、どうぞ。

○11番（合砂丈司君） これは何トン車ですか、そしてどこで誰が使用するのか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

こちらの車のベースは、3トン車ベースになります。低床の4輪駆動車ということになります。利用、活用につきましては、岩泉農業振興公社の貸付けで、従来も家畜車を貸付けしてございましたけれども、耐用年数以上経過し、28年ほど経過してございますので、その交換という形での利用になっていきます。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） そうすると、古くなったから新たに今度更新ということですか。分かりました。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第14、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産。種別、除雪ドーザ（11トン級）。型式、キャタピラー、920—14型。数量、1台。契約金額、1,567万5,000円。
- 2、取得の方法。買入れ。
- 3、契約の相手方。住所、宮古市田鎖第8地割4番地1。氏名、日本キャタピラー合同会社宮

古営業所、所長、高橋治樹。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。冬期間における道路交通確保の用に供する除雪ドーザを買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料1に除雪ドーザの概要、参考資料2に車両外観図をおつけしております。納期は、年内12月6日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 参考までをお願いします。参考資料の中で、指名業者が2者で、予定価格が3,070万円台で、落札額が1,500万円、約半額での落札になっています。この予定価格の定め方というか、もし落札が1,500万円であれば、ざっと1,800万円とか2,000万円前後であれば適正な落札価格となるような気もするのですが、半額の落札額ということからお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） まず、予定価格の考え方ですけれども、除雪車両等はなかなか定価というものがないので、うちのほう仕様書を作りまして、それをもって予算編成時点で参考見積りということで複数の業者から見積書を提出し、そして一番低い価格の部分を設計額というふうな判断をさせて、今回入札のほうを進めました。それで、結果的には約50.96%の落札率ということで契約の手続を現在進めておるというふうな内容でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 除雪ドーザの購入は今回が初めてではないというふうに思います、町としても。ですので、今お話があったような積算の仕方に加えて、過去何年間の、3年でも5年でもいいでしょうが、除雪ドーザの11トン級という場合のこちらで積算を掲げた場合の予定価格と、それから実際に落札をされた場合の価格というのは比較しておいて、そうするとやや適正な予算獲得もできるのではないかとというふうなことが考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） ただいまのご質問ですけれども、予算編成に当たっては、なかなか請負率を見込んだ執行というのは難しいというふうに判断しております。この参考見積りによって国庫のほうの申請もしておるといことですので、入札につきましては、その結果は結果としてやむを得ない部分があるのかなと思いますので、この分を踏まえた予算編成にするということになりますと、場合によっては入札のほうの手続がいかないということもあろうかと思っておりますので、その部分については予算編成時点で必要な対策は取っていききたいと考えております。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） この除雪ドーザを購入することは異議ございませんが、最近このドーザ等を格納というのですか、車庫というのですか、これを100%準備されているか、ご答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） お答えいたします。

現在、町の所有の除雪機械24台ございます。そして、除雪機械の格納庫につきましては、役場前、あと尼額地区、安家地区、3か所に設けておりまして、27台を格納できる体制は取っておるところでございます。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） ということは、全車両が格納できるということでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 基本格納できるということですが、実態として歯科診療車、行政バス等も格納庫のほうに収納しておるといふうなことで、駐車場に保管している数台もあるということは事実として受け止めておりますけれども、格納庫に対する充足率とすれば全部収納できるというふうに解釈しております。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） 乗用車関係とか、いろいろなのに使う車であれば塗装がある程度嚴重なのですが、このドーザ関係は少し年数がたつと赤くなって、除雪する場所と違うところに行っても岩泉町となった除雪関係の機具が野ざらしになっているのが見受けられるものですから、ということは、この金額が一千五百何ぼもするものを青空駐車するということはちょっと俺はまずい

かなと思つての質問でございますので、そこら辺を厳重に考えていただきたいと思ひます。要望
でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第15、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議
題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、除雪ドーザ（8トン級）。型式、キャタピラー、910—14型。数量、
1台。契約金額、1,193万5,000円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、宮古市田鎖第8地割4番地1。氏名、日本キャタピラー合同会社宮
古営業所、所長、高橋治樹。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。冬期間における道路交通確保の用に供する除雪ドーザを買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料1に除雪ドーザの概要、参考資料2で車両外観図をおつけしております。納期は、年内12月6日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 議案第7号とも重なるのですが、この仕様のところにドライブレコーダーは載っていないのですが、これは常設になっているのか、それとも今回はついていないのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今回2台買うわけですが、ドライブレコーダーについてはついておりません。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん、どうぞ。

○5番（八重樫龍介君） それほど高額なものではないと思うので、トラブルが起きたときの過失割合等がドライブレコーダーがついていることによってはっきりすると思いますので、これはぜひ設置したほうがいいと思いますが、その考えはあるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今回買う2台もですが、ほかにも除雪機あります。確かにご質問のとおり、事故等に対する責任分ということになればドライブレコーダーは有効というふうに考えておりますので、この2台に限らず、ほかの部分も含め検討させていただきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第16、議案第9号 調停の申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第9号 調停の申立てに関し議決を求めることについて。

次のとおり調停の申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1、調停の申立人。住所、岩泉町岩泉字惣畑59番地5。名称、岩泉町。代表者、岩泉町長、中居健一。

2、調停の申立ての相手方。氏名、佐々木利彦。

3、調停の申立ての趣旨。相手方に対し、応急仮設住宅の明渡しを求める。

4、調停の申立ての理由。申立人は、相手方との間で使用貸借契約を締結した応急仮設住宅について、その使用貸借の期間が令和2年3月31日をもって終了したことに伴い、当該住宅の明渡しを求めているが、これに応じないため、申し立てるものである。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。応急仮設住宅の明渡請求に係る調停の申立てをしようとするものである。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第17、議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,557万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,548万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年6月3日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号については、議長を除く全員の委員で構成する補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、議長を除く全員の委員で構成する補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎議会基本条例推進委員の指名

○議長（野館泰喜君） ここで、岩泉町議会基本条例推進委員の指名を行います。

岩泉町議会基本条例推進委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、岩泉町議会基本条例推進委員には、2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さん、4番、畠山和英さん、5番、八重樫龍介さん、6番、三田地久志さんを指名します。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第18、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

4月に行われました岩泉町議会議員選挙におきまして、何とか当選させていただき、この場に再び立てていることに感謝申し上げます。また、一方で県内でも新型コロナウイルスの感染者が増加しており、感染予防対策や予防接種への対応に追われている状況ですが、その先の町政を見据えながら質問をさせていただきます。

1つ目は、町内団体等から切望されているふれあいランド岩泉の再整備について伺います。

平成28年の台風第10号豪雨災害において被災した同施設につきましては、平成29年第2回定例会の一般質問において、その再整備について伺っており、その後も同僚議員の一般質問や各種委員会において議論されてきました。

平成31年1月には、台風第10号豪雨災害復旧・復興推進調査特別委員会で再整備に係る基本方針案が示され、令和2年第2回全員協議会において変更案が出されましたが、内容が二転三転しており、いまだその方向性や具体的な整備の内容が決定していません。そのことに注目している町民の皆さんからも、今後どうなっていくのか聞かれることも少なくありません。町民の皆さんの健康増進や体力向上、また町内外の方々の交流の場、憩いの場として期待されているふれあいランド岩泉の再整備について、現在の状況と今後の見通しについて伺います。

次に、児童生徒のスポーツ活動支援について伺います。

これにつきましても、さきの一般質問におきまして、交通支援や体制支援などについて伺っています。

以前では、通っている学校にあるクラブやスポーツ少年団で活動できる環境にあったものが、現在は少子化による学校統合、スポーツ少年団活動の構成団員の広範囲化により、練習に参加するための送り迎えや交通費の負担など、親、家族の負担が大きくなっています。このことは、スポーツ少年団に限らず、岩泉スポーツクラブに参加している岩泉地区以外の子供たちにも言えることです。

このことにより、児童生徒がスポーツ活動を諦めなければならないなどの支障が出るとすれば、町の将来を担っていく子供たちにとって大きな問題です。

子供たちが好きなスポーツを思い切り楽しめる環境をつくるため、関係団体との意見交換等を行いながら、町としての支援を検討すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

また、子供たちだけではなく、町民の皆さんのスポーツ活動や体力維持・向上、丈夫な身体づくりのため、スポーツジムの整備について要望する声も少なくありません。

都市部にはそういったジムが公営、民営で整備されており、アスリートの鍛練の場から、高齢者の体力維持や交流の場として広く活用されています。

町内にある廃校施設を活用し、まずは小規模な整備からでも始めるべきと思います。あわせて町長の所見を伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ふれあいらんど岩泉の再整備についてであります。平成28年の台風第10号豪雨災害直後におきましては、原形復旧を前提にした整備を進めたい旨、議会にご説明をしてきたところでもあります。

しかし、その後、河川の改修工事によって、整備可能な面積が縮小されることや、現行規模での整備費が多額になることによる財源確保の問題、さらには隣接市町村における類似施設の整備等の状況の変化が生じたところでもあります。

これらの状況を総合的に勘案をしたところ、本町の施設整備につきましては、町民の皆様の健康増進に寄与し、親子で楽しんでいただける公園的な機能を有する施設づくりが最善との判断の下、施設整備の方針を見直し、令和2年2月の議会全員協議会において、被災前の全ての施設の再整備は難しい旨、ご説明をしてきたところでもあります。

その際、議会からも多様なご意見を賜りましたことから、再度整備計画の内容につきまして精査する必要があると判断をいたし、現在に至っているところでもあります。

現在、小本川河川改修に伴うふれあいらんど岩泉側の護岸工事が近日中に発注をされ、年度末までには完成予定と伺っておりますことから、これまでの経緯をいま一度整理をするとともに、財源の確保、さらには将来を見据えた施設の規模や運営方法の在り方などについて幅広く検討を行い、本年度内に改めて議会にご説明を申し上げたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、児童生徒のスポーツ活動の支援についてであります。議員ご案内のとおり、町ではスポーツ少年団活動の活性化などを目的に、県大会への出場に伴う参加負担金や移動にかかる交通費、宿泊費の支援を行ってきております。

また、岩泉スポーツクラブにおきましては、子供たちの運動能力や体力の向上、競技力の向上を目的とした各種スポーツ教室を開催するなど、児童生徒が様々なスポーツに触れる機会を提供しているところでもあります。

スポーツ少年団の活動は、少子化などの影響から、複数の小学校から児童が集まり活動を行うなど、学区を超えた活動になっているとも伺っており、以前に比べ保護者の負担も増加しているものと認識をしているところでもあります。

一方、スポーツ少年団やスポーツクラブの活動は、児童生徒の自主的な活動であることを踏まえ、その活動に対する一定の負担が生じることもやむを得ないものと考えているところで

あります。

しかしながら、町の未来を担う児童生徒のスポーツ活動を通じた仲間づくりや健全育成の取組は大変重要でありますことから、町といたしましてもどのような支援ができるのか、他の市町村の支援の状況や関係者のご意見もお伺いしながら、さらに調査検討をしてみたいと考えております。

次に、スポーツジムの整備についてであります。町民の皆様の体力の維持や向上など、スポーツジムの持つ役割と重要性は認識をしているところであり、施設の整備に加え、指導や安全管理などを担う人的体制の整備も必要であると考えております。

議員ご提言の廃校舎の活用につきましては、ハード面、ソフト面を含め、クリアすべき一定の課題もあると認識をしておりますが、ご質問の趣旨は十分に理解できますことから、今後整備の財源の確保や、どのような機能を有する施設にするべきか、さらにはイニシャルコストの負担なども含め、総合的に整備の可能性について探ってみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 3番、再質問はありませんか。3番、畠山昌典さん、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず初めに、ふれあいらんど再整備の件でございますけれども、台風発災から、被災を受けて、そこから再整備ということで、実は私は議員になって一番最初の一般質問が4年前にその質問でありました。ここにも書いてありますけれども、4年間たって整備が進んでいないということは、確かに発災から状況等がいろいろ変わってきて、そのニーズとかそういったことも徐々に変わってきたりとか、あるいは様々な人の考え方がありますので、一定の方向性を築くのには時間がかかるのも分かりますけれども、ただそれにしましても4年間というのは長い期間だと思っています。一番の長引いている要因は何だとお考えでしょうか、まずはそこをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ふれあいらんど再整備が長引いている理由は何かというご質問ですけれども、まず先ほど答弁にあったように、被災直後は元の姿に戻す原形復旧をしたいという強い思いがありましたが、その後に議員もお話がありました道路状況の整備であったり、あとは近隣の市町村への類似施設の整備であったり、あと町民の皆さんの少子高齢、人

口減少というふうなこともありまして、果たして原形復旧、元に戻すことがいいのかなのというのがちょっと疑問になったというふうなことがございます。

また一方では、台風被災によりまして、河川の改修のほうも予定をされておりました、そちらを見ながら、この事業を進めていかなければならないということになります。あとは、基本的な方向のかじ取りと申しますか、かじを違う方向に切ったわけではありますけれども、いずれ基本的には町民の皆さんのために費用をかけて整備する施設ですので、造ってよかった、整備してよかったというふうに思われることが1つと、あとは今後町の発展に結びつく交流人口の拡大であったり、子育てであったり、そういったものも慎重に考えてきた結果、その期間が経過してしまったというふうな状況となっております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） まさにそういう理由だったのではないかなというふうには私も感じておりますけれども、ただそうはいても、基本設計等あるいはどういうものにしていくかという調査だったりとか、そういったものに対していろんな予算が使われてきていると思いますけれども、そういった基本設計等にかかった今までの金額というのは幾らかかっていますでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 基本設計につきましては、令和元年に発注をいたしまして、年度内に終了となっております。その内容といたしましては、大きく3つになるのですが、基準点、あとは路線等の測量が1つ、2つ目といたしましては各種設計業務ということで、運動公園、あとはパークゴルフの設計の分が入っております。3つ目といたしまして、成果品ということになりまして、測量の成果をまとめた書類、あとは設計の説明書、図面、イメージパースなどとなっております。こちらにかかる費用が約2,900万円ということになっておりますけれども、こちらについては一番基本的な重要なのが測量になると思いますので、その測量については当然記録なり書類が残っておりますので、今後の施設整備には必ず生かされてくるというふうに思っております。多少パースについてはまた基本的な考えが変わった分ちょっと変更にはなりますけれども、そのパースはパースで、それも役立てながら、これから限られた財源の中で有効に施設整備をしていくように、予算を有効に活用できるように調整していきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 3,000万円弱の予算が今までかかっているということで、確かに測量したも

のはデータが残っていて次に活用できる、それは確かにそうかもしれませんが、そうはいってもやはりその部分がまだいまだ整備されていないとなると、3,000万円もかけているのに何も進んでいないのかというその感情も出てくると思います。

そこで、町長就任以来、まず台風復旧、復興をスピード感を持って行うと言って今まで当局側として頑張ってきたと私も認識しております。今のこの台風からの復旧、復興、住宅だったり道路だったり、あるいは河川の沢の改修だったりとか、そういったものは本当にスピード感を持って行っていると思っております。しかし、事このふれあいらんの整備については、なかなか思うようにスピード感が取られていないというふうに認識していますけれども、そこら辺の思っているのはあったらばというか、思いをお聞かせ願います。

○議長（野館泰喜君） 中居町長。

○町長（中居健一君） まさに今議員がおっしゃったとおりであります。発災直後から、私もやはりスピード感を持ってふれあいらんど、過去においては非常に利用率も高かったわけでありまして、しっかりと整備をしたいと、そう思ってきたわけでありまして。ただ、いろんなこれからの将来を見据えた場合に、これまでの施設をそのまま継承するのかということについては非常に悩んでおります。というのは、議会でも説明しておりますが、今の規模で、あの面積が少なくなっている中でも、これまでの事業を全て張りつけをすると約7億円ということになるわけでありまして。そうしますと、非常にこれは国の支援なんかはなかなかない、町が財源を確保するような中での設備投資になると。しかも、あのぐらいの設備投資をしますと、これから毎年イニシャルコストも相当のものがかかってくるなど、そんな思いもあるわけでありまして。ですから、基本的には町民の皆様が憩えるような施設の中で、それでもやはりあそこの中でも収益も確保できるようなものにするのか、全くもって公園的な機能にして収益はない、町がその分の経費については毎年負担をするような形がいいのかということで今非常に私も悩んでおります。できれば例えば町が直接やるという方法もあります。今までどおりの指定管理でやるという方法もあるわけでありまして、それに加えて、例えば民間の皆さんがああいう設備投資をする、そして自ら経営するような、そういう手法なんかも視野に入れながら、ちょっと幅広で少しこれについては検討もしたいということもあって、大変時間をかけて、これはご迷惑をおかけしているわけでありまして、しっかりと今年度内にはもう一回議員の皆さんと率直に議論をしながら、これからのあるべき姿を模索しながら方向づけをして、できるだけスピード感を持って対応してまいりたいと、このよ

うに思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。まさにそのとおりにかなとは思いますが、ここまでいろんな議論がされてきて今の状況にあると思いますので、ぜひさらにどういった施設にすれば町民の皆さん、あるいは町外の皆さんもしっかりと活用できて、そして課長がおっしゃいました交流の場となるようなところに本当にしてほしいなと思います。ぜひここからしっかりと、ただみんながよしとした整備というのはなかなか難しいと思います、いろんな意見があるので。ですので、しっかりとの方針を決めて、ここからスピード感を持ってやっていただきたいなと思っております。

そして、あと大きな意味での計画というものもそうですけれども、私も先日ふれあいらんどのほうに行きまして1周回してみたのですが、職員の方ともちょっと話をしました。お子様が使う遊具もやっぱり何年かたっていて故障している箇所とか、あるいはコロナ禍でアウトドアのキャンプ等、そういった志向が強くなってきて、終末になるといっぱいキャンプする方がいたりとか、キャンセル待ちになっている状態だったりとかということがあるみたいなのですが、あそこの柵ももろくなっていて、ちょっと寄りかかると倒れるようなところもありますし、もう既に腐食して壊れているところもあります。そういった整備というものも担当の管理者とか連絡を密に取ってしていかなければいけないと思いますけれども、そこは担当課ではどういった認識で対応しているのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ふれあいらんどの施設の関係でございます。管理の関係でございますけれども、まず施設のほうは岩泉ホールディングスのほうに指定管理ということで管理運営をお任せをしている状況となっております。施設の中の主な場所といいますか、エリアを言いますと、コテージ、あとはブルートレイン、オートキャンプ場、センターハウス等々に区分されるかと思えます。これらの区分に基づいて、毎月管理の結果、実績についてご報告をいただいております。また、月に1度、来たときなんかもそうですし、予算編成前もそうですが、意見交換もしております、例えば施設のどういうところにそういった不具合があるかというのを確認をしながらやっております、その修繕につきましては指定管理に係る協定というのを締結しておりますので、その内容を、あとは修繕にかかる費用等によってどちらが対応するべ

きかということで、その都度協議をしながら対応しているということになります。

あとは、最近ですとやはり遊具の関係、小さい子供さんたちがたくさん来ていただいているということで、そちらのほうのさらなる充実をお願いしますというふうなことも話として伺っておりますし、町民の皆さんが散策できるようなコースも欲しいというふうなこともあります。先ほどのこれからの施設整備にも関わってくるわけですが、一番ふれあいランドを知っております指定管理者の方も整備の輪の中に巻き込みながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 日頃からそうやって連絡をしながら対応しているということで、見ていると本当に今すぐやらなければならない箇所が何か所かあるのではないかなということも私も見えましたので、ぜひそこら辺はさらに連絡取りながら、改修、改善等を行ってほしいと思います。

それでは、次に児童生徒のスポーツ活動支援ということで、実は小川地区なのですが、今現在、例えば前にあったスポーツ少年団が小川地区ではなくなって、そして岩泉地区の少年団に参加している子供さんたちがいて、その練習をするために送り迎えをしなければいけないという、そういう状況になって、これは野球だけではなく、サッカーだったりとか、あるいは町でやっているスポーツクラブとか、そういったものにも参加する子供さんたちが足で困っているということで、実は4月から民間の交通会社をお願いをして、親御さんたちで負担をしながら行きだけバスを出してもらって、帰りは親御さん、おじいちゃん、おばあちゃんですか、迎えに来るというようなことをやっているみたいです。そこまで切実というか、そういう体制を構築しながら、何とか子供さんたちのスポーツ活動を支援というか、そういったことをしているということを知りました。例えばそれに対して町として支援というと幾らか予算を出すとか、そういったことが考えられるかと思えますけれども、そのところは可能なのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

今お話のありましたとおり、こちらでも情報を収集したところ、確かに野球の少年団であれば小川から4人、それから岩泉サッカークラブジュニア、小川から2人、あとはスポーツクラブでは7人というふうにお伺いしておりました。確かに自分たちで保護者の方々がバスを手配して、片道1人400円というお話も伺っていました。確かにこのように児童生徒が少なくなってくると、

1つの学区でのチームをつくれないう状況もありますので、いずれそのような情報もお伺いしておりましたので、答弁にもありましたように、これらも含めてバス代として支援するのか、違う形で支援するのかというのも含めまして検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） ぜひ前向きにどういった形がいいのか、関係団体あるいは個人の皆さんとお話をして、そういった体制づくりをしてもらいたいと思います。答弁にもありますけれども、スポーツ少年団、スポーツクラブの活動というのは必ずしなければいけないものではないのは、これはそのとおりだと思います。一定の負担が生じるということは、親御さんも家族の皆さんも理解していることだと思います。ただ今までだと家の近くで活動できたものが遠くに行かなければならないとなると、やっぱりそれなりの負担というものが、これは小川地区だけではなくて、ほかの町内のいろんな地区で起こり得る問題だと思いますので、ぜひ関係者の皆さんとお話をし、何らかの支援ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

あとはスポーツジムの整備ですけれども、ここにも書いてありますけれども、指導する、安全管理を行う人的体制だったりとか、あるいはハード面、ソフト面のクリアする一定の課題というのがあるのも確かに分かりますけれども、その廃校舎、なかなか利活用が進んでいない廃校舎、例えば二升石小学校とか教室の一部あるいはオープンスペース的なところの一部を使用して、まずは例えば町内にあるそういった器具等を集めて、まず簡単かというと、まずはスタートしてみ、始めてみるというのも必要だと思うのですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、町内にある器具を集めてというお話もございましたけれども、私も例えば小川の屋内多目的運動場のトレーニングルームも見てまいりました。ただ、今ある器械がほとんど住民の方に使われていない状況もありまして、器械もいつ整備したのかちょっと詳細を把握していませんので、あまり使われていない状況もあって故障しているような状況もあります、見受けられます。ですので、今あるものを集めてというのもちょっと現実的ではないのかなというふうにも感じていました。また、少しずつ整備してというお考えも確かに一方ではあると思うのですけれども、まずはそのトレーニング機器につきましてもどのようなものを整備したほうがいいのかとか、あとはトレーニングについても筋力アップなのか、高齢者の健康づくり、介護予防等も含めた、そ

ういうところまでも考えた施設整備をしなければならないのかというあたりも総合的に考えた上で、物についても機器についてもどういふものが必要かというのをまず考えていかなければならないなと思っていましたので、まずは近隣の、例えば宮古市のシーアリーナにあるトレーニングルームですとか、そういうところでの活動等も視察いたしまして、町としてどのような機器の整備をするのか、性格等はどのようなものにしていくのか、あるいは指導者もどうしていくのかというあたりも、まずは全体の構想を早めに構築するということから始めたいものだなと思っておりました。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 確かにいろんなことを考えるとなかなか前に進みづらいというか、一つ一つの問題をクリアしていかなければならない、それはそのとおりだと思いますけれども、まずやるということをやってみたほうがいいのではないかなと私は思うのですけれども、その辺はいろんな問題もあると思いますし、安全面だったりとかいろんなことがあると思います。今おっしゃったとおり早く進めてほしいと思いますので、そこら辺をクリアするのも早くして、強く強くそういうことをお願いいたしまして、本席からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野館泰喜君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も、いよいよワクチン接種が始まっております。コロナ禍対策をはじめ、少子高齢化や人口減少問題など、多岐にわたる町政課題に取り組んでいる中居町長、そして職員の皆様、医療や介護従事者の皆様に、関係各位に感謝を申し上げながら、次の1点について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する事業者への経済支援策についてであります。

万全な予防対策の継続により、当町は感染者がまだ発生しておらず、中居町長はじめ職員、そして町民の皆様の徹底した予防対策によるものと改めて敬意を表するものであります。

反面、まん延防止策の一つである各方面での行動の自粛により、飲食店をはじめ各事業所の経営に影響が生じております。

先般5月14日に、県では感染防止新対策を固めたとの発表がありました。医師らの広域派遣調整や飲食店に対する認証制度の導入であります。認証制度の内容は、飲食店への支援策でありま

すが、出入口の消毒設備、座席の亚克力板設置、マスク着用の周知徹底など認証基準を設け、感染対策を徹底している店舗を県が認証する制度で、対応事業者に1店舗当たり10万円を交付するものであります。

さらに、本年4月以降の売上げが前々年同月比で50%以上の減少等になれば、小売、サービス、飲食、宿泊、卸売業者などを対象に1店舗当たり最大30万円の支援金が支給されるとのことです。

ところが、県が設定する支援策は、売上げ比較のハードルが高く、救済措置を受けられない事業者が数多くあるものと推測されます。

県が行った第3回新型コロナウイルス感染症対策に係る県民意識調査において、飲食店利用については48%の県民が利用を控えていると回答しております。このような状況では、関係事業所の経営状況はますます追い込まれてまいります。

当町でも県事業の交付要件に達しないものの経営が非常に厳しい状況にある事業者、支援金の対象とならない業種に対して支援金の支給が必要と思われます。

町では、度重なる大災害からの復旧、復興のため、相当の予算を費やしており、財源確保に苦慮なされていることとは存じますが、地域の経済が衰退し、町の元気が失われぬよう、売上げが減少している事業者の救済について特段の支援が必要と考えます。

本感染症は、国内での発生確認から1年以上が経過し、関係事業所では影響が長期化するなど極めて厳しい経営状態が続いており、その救済対策、支援について早急に対策が必要と思われますので、町長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策についてであります。岩手県における新たな支援策は、飲食店への認証制度の導入と売上げが減少した中小事業者への支援などとなっているように伺っているところであります。

先月招集されました県議会臨時会におきまして、これらの関連予算が可決されましたことから、支援制度の詳細が間もなく示されるものと考えておりますので、これらを踏まえ、県と連携をし

ながら、本町の実態に即した対応をしてみたいと、このように考えております。

特に議員ご指摘の売上げが減少した中小事業者向けの支援につきましては、今年の売上げが前々年の同月比で50%以上の減少等が条件になるなど、本町の実態に即した場合、制度上の基準が厳しいこと、さらには対象業種が卸売業、小売業、宿泊業、飲食業などに限定をされていることもあり、県の支援対象外の事業者も出てくるのが想定をされており、その対策も必要であると考えているところであります。

また、岩泉商工会からも県の支援事業の対象とならない事業者への救済措置を求める要望もいただいておりますので、町内の事業者の皆様の実況なども引き続き分析を行い、県事業とも呼応しながら、町内の経済実態に即した支援を検討してみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 8番、再質問はありませんか。坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。何点が質問させていただきますが、まず答弁書の順でまいりますと、県の施策というところの中で、小売業者への支援などとなっていると伺っているという、伺っているだけでございますか。もう5月ですから、前回の議会でも、2月の時点でもその説明がありました。ですので、この伺っているだけではなくて、何か前に進んでいるもの、もしくは県からの事前指導などがあってもいいと考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、県の支援策の関係でございますけれども、こちらのほう、まず今年の3月になりますけれども、中小企業の事業者の皆さんへの支援ということで地域企業経営支援金というのが打ち出されております。こちらが第一弾ということになっておりまして、輸送業、宿泊、飲食、理容業、サービス業の方たちを対象に行われていて、内容的には去年の11月から今年の3月までの期間を対象にして一定の売上げが減少した事業者の皆さんを支援するというのが今も行われております。現在の状況でございますが、この取りまとめ審査等につきましては商工会のほうで担当しておりますけれども、今のところ申請件数で申し上げますと39件、あとは申請の金額につきましては約1,200万円というふうな状況になっております。この39件の内容でございますが、飲食、宿泊が16件、小売13件、サービス業10件というふうになっており

ます。答弁のほうにありました分につきましては、さきの5月の県の臨時会のほうで示されたものでして、第二弾というふうな位置づけになるかと思っております。こちらにつきましては、ちょっと業種のほうがやや少し拡大をしたというふうなのが大きな違いですし、あとは対象の部分が4月以降令和3年度分ということで見直されているということになっております。こちらについては、県のほうから第二弾の分についての詳しい情報がまだ来ていないという状況ですので、その情報を待ちながら、あとは町内事業者の皆さんについては、商工会で回っているときに状況確認しながら、下調べをしながら申請を受け付けているという状況もありますし、対象とならない業種についても情報収集しながら準備中ということでご理解をいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。そこで、二弾目の今のお話のように、商工会と呼応ということになります。私とすれば、本町の実態となったときには、商工会を通じながらの実態の把握も一つだとは思いますが、担当課独自も現場の実態というか、商店街を町内もそうでしょうし、各地域もそうでしょうが、そこら辺の店主の方というか、事業をなされている方との直接のお話合いの中で、なるほどというふうなことから、それらが踏まえられれば町の独自策というのも出てくるのではないかと思うのですが、そういうふうな対応はなされているかどうか伺います。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、町独自、担当のほうで各事業者さんを回っているかというふうなお問合せですけれども、昨年の場合ですと緊急事態宣言が出まして、町有施設が休業なり一時閉鎖ということになりまして、そういったものをお知らせするために町内の事業所のほうにお邪魔しまして表示物を店先に貼ってくださいということで回っております。また、お盆とか年末、帰省客が帰ってくる時、あとは観光客の皆さんが多く来ると見込まれるときには、同様に感染対策に気をつけてくださいということでお店のほうにお邪魔しております。その際に、当然ただ伺って、貼ってくださいで終わるのではなくて、最近の状況を聞いたり、できるだけそういういったものも情報収集もしながら対応しているという状況になります。

先ほどの県の支援策の中で感染対策の部分の支援策が今準備されているということですが、ぜひ例えばそれは飲食店、宿泊業が対象になってくるのですけれども、その県の制度の周知を兼ねて、あとは各飲食店の皆さんが、事業所の皆さんがその支援を受けれるように、予想され

ますチェック項目といたしますか、そういったものをお互いに確認をしながら、お客様にも、あとは事業主の皆さんにも感染対策を通じて事業を継続していただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 町当局でも実際に足を運びながら事業者との折衝もしているということで、それはありがたいことだと思いますが、そこでその受け止め方ですが、新聞でいくともう倒産をするというふうな報道等も結構あります、倒産をしているとかというふうな。岩泉町においては、回られた結果の所感として、今のところは持ちこたえているし、町の独自の施策が出れば、これは持ち返すことも相当見込まれるというふうな判断ができているかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 中小事業者の皆さんにつきましては、昨年度も支援のほうをさせていただいております。2段階に分けて行ったわけですが、その効果について考えたところ、商工会とも意見交換はしたのですが、幸い町内ではコロナに伴う休業、廃業というのが起きていないということで、そういった意味では効果が現れているのかなど。ただし、そうはいつでも事業者の皆さんも体力が限りがありますので、そういった限りある体力、事業を継続していただけるように今回の今県のほうで出されているものは確定しましたら、町独自の支援策を展開してまいりたい。ぜひ事業を継続していただけるような町の取組ということで行ってきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） それで、先ほど39件、1,200万円ほどの支援というふうなこともありました。これについては、一旦はそこについては支援策が賄われているかというところについての確認はどうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほど申し上げました県のほうは2段階でということ、あとは2年度分と3年度分と分かれているということでお話をしましたけれども、過日会議の際に県の方にちょっと質問というか、確認をしてみましたけれども、2年度分は2年度分で該当になった方はそのとおり、3年度分についても併せて、該当すれば両方とも支援を受けれるということ

でお話を伺っているところになります。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そこで、こういう施策と、あとは5月の県の県議会の議決を持ったのが、岩泉町の事業者実際に施策として行き渡るといふか、そういうふうな見通しがお盆前には見込まれるのか、まだまだちょっと今後見通しがついていないというふうなことなのか、その時期的なものについてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えいたします。

県の事業は、5月の臨時会で決められたのが2つございまして、感染対策、あとは売上げ減少の事業者の支援になります。売上げ減少の部分については、ちょっとまだ具体的な期間等も情報がないわけでございますけれども、感染対策のほうにつきましては岩手県のほうでは6月下旬に運用を開始したいということで新聞報道になりますけれども、そういったことでの情報を持っているという状況です。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） それで、今までの岩泉町の独自施策というふうな、見たときに、どうしても業者宛てに対しては利子補給とか、そういうふうな形での支援策というのが主流に感じます。何せ利子補給ということになってくれば、いずれ借りる、そうすると原資的に返さなければならぬと。収入がないところでまた返済が始まるというふうなところで事業者の方も大変なことを強いられることになるかとは思いますが、そういうふうなことに對して町の独自策のかさ上げをしながら、利子補給だけではないことも想定しながら検討を進める可能性があるのかどうかといったらいかがなものでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今回の6月議会のほうに、話をしました県の施策に関連したものを出せなかったわけですが、今回の6月補正については4月の下旬に予算編成をしまして、5月中旬に査定の予定でございました。ところが、5月の15日、岩手日報によりますと、岩手県のほうで臨時の関係の予算編成をしますよというふうなことで新聞報道がありまして、そこで町のほうでは県のほうの事業がまだ確定していない部分ではコロナの部分、利子とかについては緊急を要する部分ですので、その緊急を要するものは6月定例会の分で行うと、

あとそうでない県の事業に関連してくるものについてはタイミングを見てといいますか、臨時会をお願いしてまた議会のほうに補正予算のほうをお願いするというふうになるのかなというふうを考えております。いずれ状況を、国、県の状況を見ながら迅速に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひその県のほうとの対応も必要だと思います。ただ、所得的においても県の平均所得水準と岩泉町の平均所得水準という、やはり1割から2割の差もあります。ですので、なかなか先ほど申し上げましたように町の財政は圧迫されているとは思いますが、このワクチンなりで情勢が落ち着けば町の景気も戻ってくるかとは思いますが、何せ自粛率が48%ということは、県民であり町民であり半分以上の人が自粛を余儀なくされて外出を控えているというふうな実態もありますので、今お話があったように県の施策が出たと、町でも検討しながら次の6月の臨時議会等に施策を提案するというときには、町独自の分についても、繰り返しになりますが、ぜひ十分な岩泉町民そのものの実態を加味しながら予算編成をしていただければということをお願いしたいと思っておりますが、最後になりますが、ご答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） こちらも繰り返しになるかもしれませんが、いずれ国、県の最新の情報を得ながら、あとは町民の皆さん、町内の事業者の皆さんが引き続き事業を安心して継続していけるように町として全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時44分）

再開（午後 1時00分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第18、一般質問から再開します。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和3年第2回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

先般の岩泉町議会議員一般選挙において、有権者の皆様方の負託をいただき、再度町政に参画させていただくこととなりました。町議選後最初の町議会定例会に当たり、改めて山積する町政課題や地域課題の多さと重責に身が引き締まる思いであります。町を思い、町民の思いにはせながら議員活動を進めていく覚悟であります。これからも先輩、同僚議員の皆様のご鞭撻をお願い申し上げまして、今任期最初の一般質問の登壇をさせていただきます。

最初に、中居町長の2期目出馬についてお伺いします。

平成30年1月の岩泉町長選挙で中居健一氏が初当選してから、はや3年4か月が過ぎました。思えば平成29年末、伊達前町長が任期満了前に辞職し、年の瀬から正月明けにかけ、急遽町長選挙となりました。台風災害からの復旧、復興という町政史上最大の危機をいかにして乗り越えるかとの大義の下、当時の中居副町長を町長候補に擁立し、無投票で中居町長が誕生しました。察するに中居町長の当時の心境は「火中の栗を拾う」というような、そんな気持ちでもあったかと思われま

す。町長就任後は、まちづくりの基本姿勢として「町民に寄り添った町政の推進」を掲げ、「元気あふれるふるさと岩泉の再生」を目指し、取り組まれました。最優先課題である台風災害からの復旧、復興、防災・減災体制の強化など、町災害復興まちづくり計画をおおむね成し遂げたところでもあります。

また、令和2年3月には、2年度から8年度までを期間とする町総合計画「未来づくりプラン」を策定し、町の大きな課題である人口減少対策などに総合的に取り組むとしています。

これまで中居町長は、最初の所信表明で述べられました「雨垂れ石をうがっ」の言葉のごとく実践した町政運営の4年間でありました。私は、このように中居町長は派手さは見られませんが、町政課題、公約の一つ一つを誠実に、かつ着実に実践してきたものと高く評価するものであります。

中居町長は、これから自ら策定した町総合計画に掲げる魅力ある居住環境の整備、関係人口の拡大、持続する集落形成など6つの重点施策を推進し、町の未来をつくり出す大きな目標を達成し、災害からの復興と、その先を見据えて町の振興発展につなげていかなければならない責務があります。

コロナ対策に万全を期すとともに、残る災害復興を完遂させ、計画の将来像「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、種をまき、水をやり、花を咲かせなければならないと考えます。

町長の任期も残すところ7か月余りとなりました。中居町長自身のこれまでの総括と2期目への出馬表明の決意をお伺いします。

次に、新しい過疎計画の策定についてお伺いします。

過疎地域自立促進特別措置法の令和3年3月末の期限切れを受けて、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。新法は、本年4月1日に施行し、令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっています。

岩泉町のまちづくりは、過疎対策そのものと言っても過言ではありません。本町は、長年にわたり過疎法に基づく過疎対策によりまちづくりを推進してきました。国の過疎対策は、財政基盤が脆弱な本町にとっては、財政対策としての側面を持っており、行財政運営上なくてはならない重要な制度でもあります。

現在、新しい過疎法に基づき、新たな町の過疎計画「岩泉町過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めていることと思います。まず、新たな計画の期間、計画構成、策定スケジュールなど計画内容の基本的な組立てをお示し願います。

策定作業に当たっては、旧計画の実施状況の成果と課題、達成状況など、どのように総括しているのかお伺いします。

国の示す過疎対策の理念や方向性、新たな過疎対策の視点を踏まえ、町の過疎の実態を十分に捉えて、町としての過疎対策の施策、事業を立案し、推進すべきと考えます。どのように取り進めようとしているのかお伺いします。

単に町総合計画など既存の計画で策定している施策、事業の単なる並べ替え、組立てになっはなりません。新たな過疎対策の施策が数多く計上され、後々まで成果が残るような計画となることを望みます。

町の現状を概観しますと、2020年国勢調査速報値の本町の人口は8,732人、10年前の調査から実に2,072人が減っています。特に町内西側、西部の中山間地の人口減少は著しく、空き家が増え、店舗、学校はなくなり、小規模で高齢者割合の高い集落が増加し、維持、存続も厳しいところがあるなど過疎の状況が顕著となっています。

これから取り組む町の過疎対策の策定に際しては、町内全域の実情を十分に把握することはもとより、過疎化が著しく非常に厳しいところに手を差し伸べる、重点的、集中的に施策を講ずることが大事であります。このことが町の維持、存続につながっていくことと考えます。町長のご所見をお伺いします。

厳しい現実が散見する一方で、高齢者の暮らしを見ると、まだ多くは住み慣れた家に住み、小規模な田畑を耕し、米や野菜、山菜を作り、都会にはない元気な日々を送る人がいます。中には、一部直売所やJAを通じて販売している人や、商品化に向け栽培研究している人もいます。

例えばこの地域で暮らす高齢者の知恵や技を生かし、多くの人が多品目少量販売の経済活動に参加する仕組みづくりができるのではないかと考えます。また、各地域には高齢者の知恵、技のほか、自然、資産、資源など多くの宝があります。これら自然と共生する農山漁村の暮らしの中にある、都市にはない価値に付加価値をつけてブラッシュアップしてお金を稼ぐシステムが実施できると考えます。町長のご所見をお伺いします。

いずれにしましても、過疎対策を立案し進めるのは人であります。地域に活力をもたらす人につけ、力のある人に役割を果たしてもらうことが地域の持続的発展を促していくこととなります。

どのようにしてこのような人材を確保、育成して過疎対策に取り組んでいくお考えをお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしく願いをします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、これまでの総括と2期目についてのご質問でございますが、平成28年台風第10号豪雨災害は、まさに町史始まって以来とも言える壊滅的な未曾有の大災害で、本町が立ち直れるかどうかの危機的な状況であったわけであります。

私は、「災害前の緑豊かで、人間味あふれる岩泉を取り戻す」との一心で、この危機からの克服に全力で取り組む決意の下、「元気あふれるふるさと岩泉の再生」を目指し、3年4か月前に町長に立候補をさせていただきました。

立候補に当たっては、「台風災害からの復旧・復興の推進」、「防災・減災体制の強化」、「産業・

経済の活性化]、「健康、福祉、教育の充実」を町民の皆様にお約束をし、これまで町政に取り組んできたところであります。

その中でも、最優先課題である台風災害からの復旧、復興に全精力を注いできたつもりであります。

この間、財源の確保や被災者の支援などについても国や県に何度も出向き、要望を重ねるとともに、町議会をはじめ町民の皆様の多大なるご支援、ご協力の下、被災をされた方々の住宅再建をはじめ、道路や河川の復旧工事に取り組み、今年度中には復旧・復興の先が見える段階まで来ていると思っております。

また、今回の災害を教訓にし、町民の皆様の命を守るため「危機管理監」を配置をし、防災士の育成を含めた防災体制の強化や防災施設の整備に取り組んでまいりました。

産業振興におきましては、畑ワサビの生産支援や、酪農・畜産・林業の振興、水産業維持向上のための支援、さらには六次産業化などに取り組み、第三セクターなどによる雇用の創出や商工業など地元企業の支援に取り組んできたところであります。

健康・福祉分野におきましては、子育て支援、高齢者福祉、医療・介護の強化に力を注ぐとともに、教育分野におきましても奨学資金の拡充や岩泉高校存続への支援など、災害からの復旧・復興と並行して、町民の安全、安心で豊かな暮らしのための施策を一步一步進めてきたつもりであります。

そして、昨年からは新型コロナウイルス感染症が全国で蔓延をする中、「町民の皆様の命を守り、町内から感染者を出さない」という思いで感染対策と経済の支援対策に取り組んでまいりました。

現在は、済生会岩泉病院の全面的な協力の下、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を進め、一日も早く希望される町民の皆様の接種が完了できるよう全力で取り組んでいるところであります。

そして、今直面している最重要課題は、少子・高齢化であり、人口減少・過疎の問題であります。

この構造的課題は、潜在的なものでもありますが、東日本大震災、台風第10号豪雨災害などにより、特にも人口減少が表面化をしております。

この課題の解決には、これまで以上に定住対策、子育て支援、産業の振興、雇用の確保に向けた対策の強化が重要であると、このように考えているところであります。

また、これらの政策に加えまして、インフラ整備におきましても、町民の皆様の安全、安心を守る観点や、さらには交流人口拡大の観点から、国道340号や国道455号の整備をはじめ、県道の拡幅改良や小本港湾の機能の充実、ふれあいらんど岩泉の再整備などなど、さらには脱炭素に向けた再生可能エネルギーの推進など、重要な施策も数多くあることから、これらの課題を解決をしていかなければなりません。

そのためには、令和2年2月の町議会で議決を賜りました「岩泉町未来づくりプラン」を着実に推進をし、「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の政策実現のために、これらの課題解決に取り組み、「ふるさと岩泉」を次の世代に引き継いでまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、新たに町が策定する「岩泉町過疎地域持続的発展計画」についてであります。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年となっております。

計画の構成といたしましては、法の規定に基づき、基本的事項のほか、「移住・定住・地域間交流の促進」、「人材育成」、「産業の振興」など12の項目につきまして、現状と課題、そしてその対策について盛り込む計画として策定をしてみたいと、このように考えております。

策定のスケジュールにつきましては、現在庁内において関連資料の取りまとめを行っているところであり、9月開催の議会定例会に議案を提案できるように現在作業を進めているところであります。

次に、旧計画の実施状況の成果と課題、達成状況についてであります。平成28年度から令和元年度までの4年間の計画額に対する実施率は57.7%となっております。

実施率が低い理由といたしましては、初年度の平成28年台風第10号豪雨災害によって、復旧・復興事業を最優先に取り組んできたことから、事業の中止や先送り及び見直しを行ったことが大きな要因となっております。

先送りとなった事業につきましては、新しい計画策定の中で精査をしながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

今回策定をいたします「岩泉町過疎地域持続的発展計画」は、制度の重点項目に沿った形で、町の将来を見据え、移住・定住対策をはじめ、子育て環境の充実など、過疎地域の抱える課題に積極的に取り組むものにしてまいりたいと、このように考えております。

次に、過疎化が著しい地域での重点的・集中的な施策の実施についてであります。持続可能

な集落の構築が町全体の活性化や維持、存続につながることは議員と考えを同じくするものであります。

地域での集中的な施策の実施について例を挙げますと、本年度安家地区において「デマンドバス」の実証実験を予定をしており、地域を限定したモデル事業を実施し、その効果を検証しながら、全町に波及をさせていくという方法も一つではないかと、このようにも考えております。

いずれにいたしましても、事業を町民の皆様に見える形で推進をしながら、将来に希望が持てるような施策を展開をしまいたいと考えております。

次に、町の資源に付加価値をつけ、所得向上につなげるシステムの構築であります。本年度から総務省の「地域人材ネット」登録アドバイザーによる支援事業を導入をし、助言と指導をいただきながら、町の豊かな地域資源を活用し、高齢者の皆さんの所得の向上につなげる仕組みづくりを研究をしまいたいと、このように考えております。

最後に、地域で支える人材の確保・育成についてであります。地域づくりの中心となる「地域振興協議会」に対し、集落活動の支援と地域づくり活動の活性化を担う地域振興推進員を各協議会に2名配置をし、強化に努めているところでございます。

地域の活性化を担う人材の確保・育成は、超高齢化社会の中で大変大きな課題であります。各地区における人材の育成・確保への支援、地域おこし協力隊の募集、移住・定住施策の促進をこれまで以上に拡大強化をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 4番、再質問はありませんか。4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ただいまは町長からこれまでの3年半の総括と次期町長選に向けてのお考え、またお気持ちをご答弁いただきました。ありがとうございます。私は、この答弁から、町長選の出馬への前向きな意思と、そのように受け取りました。ぜひ今後とも課題の、今答弁でありました山積する課題の解決に向けまして取り組むため、今後とも調整のかじ取り役としてチャレンジしていただきたいと、全力で頑張っていただきたいと、このようにエールを送るものであります。

それでは、再質問につきましては、新しい過疎計画について若干再質問させていただきます。

過疎計画は総合計画と同じでありまして、総合的な計画で各分野、各領域にわたって範囲が広

い総合的な計画でありますので、今日はこれからこの策定の作業に当たっての説明あるいは成果については9月議会前に多分説明が内容についてもあろうかと思っておりますので、その各論、事業についてはそのときにとっております。

それで、あとそうした中で、今日は集落対策、過疎の中でやっぱり私は思うに、集落対策がこれは大きな課題かなと思っております。そうしたときに、町内全体的でも2人に1人が高齢者でありますので、全体的にもよく限界集落という半分以上が高齢者というふうなことで、町内の集落を概観しますと、やっぱりそのとおりでして、かなり高齢化とか人がいないとか厳しい状況が見られます。まず、その認識、町内の集落の状況についての現状と申しましょうか、認識をまずどう捉えているのか、そしてその集落のまず課題、大きな質問ですみません、課題をどのように認識しているのか、まずその点についてお答えしていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域の課題の前に今の現状となるわけですが、議員のご質問の中にもありましたように、人口減少については著しくここに来て表面化してきている状況でございます。10年間で2,072人、ここまでの5年間でも1,109人という形で人口減少が進んでおります。あと高齢化につきましても、岩泉全体で45%、特にも安家地区が一番高齢化が進んでいるのですが、65歳以上が61%というような形です。次がまた大川で54%というように、人口減少、高齢化がかなり進んでいると。これによって、やはり地域が疲弊というか、元気がなくなってきているような状況があるかと思っております。

それで、今地域振興協議会のほうでいろいろと活動いただきながら、地区の皆さん一生懸命になっていろいろな元気を取り戻すために頑張っておいでになるというところなどは認識しておりますが、やはりこの人口減少、高齢化の中では、それがままたまならないというような状況があるかと思っております。特にも西側といいますか、大川、それから安家、有芸、この辺の高齢化が著しいというところはもう既に皆さんご承知のところかと思っております。そういったところをこれから元気にしていくということになれば、やはり人材であったり、それが地区の中で確保できないのであれば、ほかから地域おこし協力隊であったり様々な手法、こういったのが必要になってくるかなと思っております。ここは、やはり把握しながら力を入れていくべき、この過疎の対策ににおいても同様にやっていくべき課題だと感じております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ありがとうございます。それを進めるために、今総務省とか国でもいろいろな過疎対策としての支援制度、支援策があるわけでありますが、そうした中で集落支援員、今やっている地域おこし協力隊、あとは地域活性化企業人などあるのです。そうした中で、町内でも地域おこし協力隊、集落支援員も導入しているというふうなことになってはいますが、まずこの内容に人数とか実施、その内容、状況を詳しくなくてもいいですので、どんな状況か、まずそれについてお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つには、町で取り組んでいるものとしたしまして、議員がおっしゃった地域おこし協力隊というものがございます。これを現在我々のほうでは力を入れて募集をかけているわけですが、今年度におきましても25名募集をかけて取り組んでおります。

それで、これまでの実績でいきますと、累計で地域おこし協力隊の隊員数が13人ということになって、いろいろワサビでありますとか地域のほうに入って頑張っていただいております。この地域おこし協力隊については、いろいろな分野でこれからも取り組みたいと思っております。今年度においては子供の待機児童の問題もいろいろ議会でも取りざたされてきておりますので、こういったところでの保健福祉分野での子育ての分野でも募集をかけております。

あと、先ほどありました集落支援員の関係でございますが、集落支援員につきましては地域の実情に詳しくて、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人物というのを配備しながら地域おこし、地域づくりに取り組んでいくということになっておまして、今現在全部で9の方がおいでになります。それぞれの支所単位で2名の目標にしておりますけれども、岩泉、小川、小本、安家については2名ずつ配備になっておりますが、大川地域振興協議会が1名、それから有芸に関しては今現在ゼロということで、岩泉の支援員が有芸のほうも兼務しているような状況でございます。この方々には、支所の中で地域振興協議会のほうの業務としていろんな地域の課題解決に向けて取り組んでいただいているというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 今説明がありました集落支援員についてですが、今各支所に配置している地域振興協議会の推進員、この方を集落支援員として制度を使って入っていると。それについてあまりどうのこうののではないのですけれども、その集落支援員の、まさに集落の、各地域の集落

を、人とか、そこの集落の課題の掘り起こしとか、つまりこの集落支援員の設置の目的、その方向というか、この目的に沿って活動がされているか、ちょっと弱いような気がするのですが、それについては成果、評価というか、どのように感じていますか。今のままでいいと思っ
ていますか、そうではないと思うのですが、どのように考えておられますでしょうか、それについてまずお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 集落支援員の皆様には、取組については日々いろいろな分野で頑張っておいでになるというふうには承知はしております。ただその一方で、今ある各地区の現状、これを見ますと、やはり先ほどのような高齢化が進む、人口減少が進むという中で、そこにいて、そこの地区の中の問題を掘り起こして、そしてその中にはどうするかというところを町の職員も一緒になって考えながら、その支援員も日々動き回りながら課題解決に向けていくというふうなところをこれからはちょっとその辺も町の職員も一緒になってご相談しながら、力を入れるべきところかなというふうには考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） 今お答えになった答えのとおりかなと思いますが、要は町が委嘱してやっているのですよね。そして、町と相談しながらどうしたらいいかということでやるということで、今の状況を見ると町も一体となって一緒になってやっているのはちょっと見えないような気がする、違うのでしたら反論してもらえればと思いますが、ちょっと弱いような気がします。地域振興協議会だから、そっちとやるのではなくて、やっぱり町も関わっているなら、町はどうしてこの地域、集落をやっていくのだというようなことでやっぱりやってほしいな、やるべきだなと考えます。今の推進員については、この財源、財政対策ですので、今の最大350万円の総務省の集落支援員の制度を使って今やっているというのは、それに対しては私も反対しませんが、もし今以上にやっぱりこの集落に入って動ける人をいずれ考えていかなければならないのかなというふうに感じます。というふうなことでして、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、今の町の関わりが弱いのではないかという部分について特に答弁をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今ご質問にありました町の関わりの部分でございまして、1つには集落支援員というところの定義の中には、市町村職員と連携しという部分がございますので、

この連携は必要なのだろうなと思います。ただ、その地域ごとでのやはり課題はあって、その中で自立していくという中では、そこでの地域おこし、まちおこしというものもあると。そういった自主的な活動について、こちらもそれを応援していくというようなところが一番あるべきものかなというふうには感じております。こちらのほうからの押しつけではない、地域が自主的な部分をどんどん立ち上げてもらう、そこについてはやはり集落支援員であったり地域の方々の中である課題を解決しながらやっていく、そこには支援をするというような関係かなと思っております。

その人材の部分ですが、今回の過疎の対策についても、この人材のところは新しく強く明記されている部分でございますので、これは外部からであれば地域おこし協力隊、内部であればその地区の人材を育成するという部分はあると思いますので、その両方をいろいろと取り組んでいかなければならないだろうなと。ただ全体的な人口減少のパイの中で、そのこの地区ごとにいろいろなそういう方々をどんどん配置できるかといえ、これはかなり厳しい課題ではあります、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（野舘泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そのとおりのご答弁でいただきましたが、地域の課題、人について、やっぱりその集落支援員がいろんな、例えばこういうのをやりたいという人がいたら、何かの栽培やりたいというのは農政課につなぐとか、やっぱり役場と町と一緒にしないと進まないような気がしますので、そのような仕組みについてはまたよろしくお願ひしたいなと思います。

ちょっとあまり深く入ってもあれですので次に移りますが、またもう一つの集落対策として、県の総合計画で新しい時代を切り拓くプロジェクトの中で、ILCとかそのプロジェクト、11のプロジェクトがありますが、その中での活力ある小集落実現プロジェクトということで、今町にも岩泉駐在で、県北沿岸振興室の職員が駐在しておりますけれども、そしていろいろやってもらっているかと思いますが、これについて町がどの程度関わって一緒にやっているのかなと、あるいはせつかく県も大きなプロジェクトで立ち上げてやっていますので、これを利用しない手はないし、ぜひ県と一緒にやるとやるべきだと思うので、そのところは私だけかもしれないのですが、見えないところがありますので、これをやっぱり県と一緒にやれる一つの集落対策としていいことだと思っていますので、この内容について、あるいはどんな感じでやっているか、ま

た今後どうなるのか、これについてご説明をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この小集落プロジェクトにつきましては、県のほうで取り組むプロジェクトになっているわけですが、これは町のほうにそのまま実証実験的なところでやっていきたいと思いますという部分では、ドローンの過疎地での物流、こういったものは既に取組んでおまして、今年度もその実証実験をやるということになっております。あと大川地区ですと、まきステーション、こういったのも集落プロジェクトの中の一環としてやっております。この県のプロジェクトは、町のほうでも一緒にできる部分は、例えば実証実験的に、安家であればいろんなこれからのバスの実証実験もやるわけですが、そこにいろんなものを付け加えながら、そういったプロジェクトも一緒になっているような取り組みのものもあれば、それはちょっとやっていきたいなというふうに思っています。まずは大きい計画というよりは、実証的にやれるところから取組んでいって、それで波及できるものがあれば次の地区に波及するとか、こういうやり方もあると思いますので、そういう取組でやってまいりたいというふうに考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 今回の過疎計画の策定に当たっては、ぜひこの集落対策についてちょっと力を入れるというか、それについてやっぱりどうあるべきかというのを議論しながら、ぜひこれを組み立てていただきたいという趣旨での質問でありました。よろしくどうぞお願いします。

最後に、過疎対策を考えたときに、やっぱり大きく見れば日本全国が人口も縮小してきているのですけれども、大きく見れば国土、県土の均衡ある発展と、そういうふうなことでそれぞれが国レベルあるいは県レベルでやってきているわけですね。そして、今度過疎対策、国の対策ではあるのですが、町もそれを受けて、やっぱり町の過疎対策を考えて今度やるいい機会だと思えます。でありますので、そのときに岩泉町、県レベルで見れば、さっきの言う県下で見れば、県北沿岸地域のハンディキャップと見たらいいか、そこをどうするかというのがまず県政の課題でもやって、取組んでもらってやっているわけです。そして、町の状況も見れば、やっぱりこれは東西格差とか、これはあるわけで、それがどうの、いい悪いではないです。あるわけですので、その集落対策をやっぱりそれも一つの大きな柱として取組んでもらって、やっぱり地域の過疎対策はどうあるべきかなというようなことで取組んでもらえないかなと思っております。

そういうことから、町との、町域の全体的な均衡ある発展というか、全体的な振興、発展をする上で、今度の過疎計画にはどのように取り組むお考えなのか、それについて最後にお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の過疎地域の対策という部分では、これまでも様々な対策が打たれてきてはおります。ただここでまた法律も変わる、そして県の中でもやっぱり県北、沿岸、こういったところには力を入れるというふうなことで今進めております。岩泉町の中におきましても、やはりそれぞれの地域でそれぞれの課題があって、その中でそれを解決しながらやっていくということになると思います。過疎計画の中にこういった未来づくりプランもそうですけども、過疎対策として盛り込むべき取組は、それこそこの地域でもそうですが、そういったのを盛り込みながら、過疎対策として推進をしていくというスタンスでこれからちょっと事業は組み立ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

続きます、2番、佐藤安美さん、どうぞ。

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美でございます。さきの岩泉町議会選挙におきまして、初当選させていただきました。私は、牛と山をなりわいとしておりますが、その分野に対する町民の期待を受けたものと認識しています。まだその声が熱く響いている状態ではありますが、文字どおり初めての登壇となります。

これより質問通告に基づきまして一般質問を行います。

現在、岩泉町では町内の2名と葛巻町の1名の開業獣医師が家畜診療を行っている状況です。ただ、その範囲は本町と田野畑村を管轄する広範囲の業務となっております。昭和50年代の農協合併を機に、獣医師は農業共済組合に集約し、家畜診療所が開設されました。当初は5名の獣医師が駐在し、各地区の診療を行っていました。農業共済組合で運営する家畜診療所は、定年により獣医師が退職したわけですが、それぞれ開業獣医師として診療を続けたことから、大きな混乱、不便もなく経過してきました。しかし、平成30年に1名の廃業があり、本年1月には農業共済組合でも当管内の診療が休診となり、いよいよ獣医師不足が深刻な問題となっております。

畜産酪農家の状況は、高齢化や担い手不足により減少傾向にあることは事実であります。その中でも後継者が就農し、頑張っている畜産酪農家もあります。家畜が病気にかかったとき、ある

いは難産のときに獣医師を依頼できず、大切な家畜を死亡させる事態になれば、大きな損失につながり、死活問題になるとともに、一次産業の衰退を招くことが懸念されます。

現在、家畜診療に携わっている開業獣医師も高齢によりいつ廃業してもおかしくない状況にあります。早急に獣医師確保に向けた取組が必要と考えます。いつまでも他力本願の姿勢でいいのでしょうか。農業共済組合に頼っているのは限界が来ているのではありませんか。

本町の歴史からも、将来計画からも、一次産業の根幹をなす畜産酪農業の振興のために、町自らが獣医師を抱える決意をするときが迫っています。実際に家畜死亡などの被害が顕在化してからでは手後れであるという認識を、待たなしの状況にあるという認識を持っていただきたい。

岩泉町の基幹産業である畜産酪農業を継承できるかどうかの瀬戸際に来ています。それほど獣医師確保は重要課題です。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

獣医師の確保対策についてであります。議員ご案内のとおり、獣医師の業務は畜産農家の資産である家畜の診療及び疾病予防を担っているほか、安心した畜産経営に欠かせないものであり、町といたしましても最重要の課題の一つであると、このように認識をしております。

小本中野地区の県農業共済組合家畜診療所下閉伊北部出張所は、本年1月18日に休止し、今のところ再開の見通しが立たない状況にあります。これは、県農業共済組合が家畜共済制度の改正によって、家畜診療業務が独立採算制となり、国の事務補助金が交付対象外となったことや、働き方改革関連法の施行による超過勤務等に伴い人件費が増加したことなどによって、家畜診療所の運営が悪化をし、獣医師の配置が厳しい状況になったためと、このように伺っているところであります。

町では、下閉伊北部出張所の休止を受けまして、同じ診療エリアとなっております田野畑村と連携をし、本年1月14日に県農業共済組合、岩手県及び新岩手農業協同組合に対しまして、獣医師の診療体制の確保等の要望を行ったところであります。

その後、関係者による検討会を1月26日に開催をし、今年度も引き続き定例的に検討会を開催をしながら、課題解決に向け協議を行っていくことと、このようにしております。

県内におきまして、産業動物に関わる獣医師の数は、令和2年末で150人ほどおりますが、近年

新規参入者が減少傾向にあり、また70歳以上が1割を超えるなど、小動物の獣医師の数は横ばい傾向にある中で、産業動物の獣医師はより一層不足していく可能性が高い状況にあるわけであり
ます。

開業獣医師の配置につきましても、約8割以上が内陸部に集中をし、沿岸部は少ないという地域間の偏在化が進んでいることも県全体として大きな課題であると、このように考えております。

したがって、本町単独での解決は大変非常に厳しい事案でもありますが、県農業共済組合や岩手県が開業獣医師による沿岸部への往診要請などの調整も含め、先導的に役割を担っていただくとともに、町も相互に連携を図りながら引き続き要望活動などを行い、本町の家畜診療体制の早期再開に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 2番、再質問はありませんか。佐藤安美さん、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 今回の一般質問を行うに当たりまして、議会議事録を拝見しました。それで、平成26年3月の定例議会の中で、獣医師の確保に関する質問の内容がありました。その中で、前町長の答弁は、獣医師確保対策については最重要課題として取り組む所存である旨の答弁だったと拝見いたしました。平成26年の一般質問から平成28年の台風10号発生するまでの間には、少なからず町当局として動きがあったかと思えますけれども、どのような内容で獣医師確保に取り組み、どのような結果だったのかをお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁させていただきます。

平成26年の3月定例議会の質問の際には、町長が最重要課題ということで答弁させていただいているところでございますが、それ以後の町の対応、動きにつきましてご答弁させていただきます。

その後におきまして獣医師の確保のために、開業獣医師をされている、北海道でされている方、宮古市出身の方ですけれども、この方を何とか町のほうに、町内のほうで勤務をできないかというようなことで北海道に出向きまして着任のほうの要請をしたところでございますが、結果としては残念ながら実現できなかったということでございます。その際の一般質問の前ではございますけれども、診療所の運営協議会、関係者の皆さんが集まりながら2回ほどの協議をし、さらに

打合せ等も2回ほど重ねながら、北海道のほうの検討のほうにということで動きがあったよう
ございます。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 2番、再質問ありますか。佐藤安美さん、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 先ほど答弁の中に、1月14日に農業共済組合、岩手県及び新岩手農協に要
望を行ったとありましたが、その結果がどのような結果だったのかお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） まず、県農業共済組合のほうの要望に対しましての結果でござ
いますけれども、共済組合さんのほうとしては実情をまず訴えられている状況にありました。要
望につきましては、受け止めておきますということで、共済組合といたしましては獣医師の不足
の関係から、岩手県議会のほうにも要請を、請願のほうをするということでお話があったところ
でございます。その後岩手県のほうに、県庁の畜産課のほうにご要望に行きまして、県といたし
ましては共済のほうの事情については承知しているようでしたので、県のほうで県計画、獣医師
の配置に関する計画のほうがちょうど改正年度に当たるということで、地域の実情等を考慮しな
がら計画のほうに反映していきたいというような内容でのお話でございました。

続きまして、新岩手農業協同組合でございますけれども、組合長さんのご出席をいただきまし
て、組合としても前向きに対処していきたいということ、ご協力をいただいたような形でお話を
頂戴いたしました。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 引き続き要望活動などを行って、本町の家畜診療体制の早期再開に向け
取り組むとありますけれども、平成20年3月、そして今年1月に家畜診療所が休止をしています。
そこで、再度再開には私は非常に難しいことではないかなと思っております。

その中で、「NOSA Iいわて5月号」というのがつい先日回ってきましたので、ちょっと一部
を読み上げてみたいと思います。獣医師の地域偏在。全国的に獣医療提供過疎地域となっていま
すが、本県の場合は沿岸部や山間部がこれに当てはまります。本県は本州で一番面積が広く、場
所によっては山を越えて移動する必要があります。特に沿岸部では、小規模農家が広範囲に点在
するため、往診を主とする日常診療において獣医師の負担が大きくなっています。また、開業獣

医師も少なく、人の医療と同様に獣医師にも地域偏在が生じています。獣医師不足や開業獣医師の高齢化により、日常の往診対応や夜間、休日などの救急診療への対応がとても難しくなっておりますと一部書かれてありますので、共済組合でもこういったことを掲げていて、しかも2度にわたってこの管内から診療を休止しておりますので、非常に再開に向けて取り組むというのは厳しいものであろうかなと思いますけれども、それでも町当局は共済組合の再開に向けて取り組むのかをお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

獣医師に関する課題といたしましては、開業獣医師の不足が沿岸部で非常に多いと、先ほど町長の答弁の中で8割とありますが、ほぼ9割に近い状態が内陸部のほうに集中している状況でございます。こういったところを共済組合の獣医師さんの配置により、そういった格差、偏在を埋めていただきたいのが今後町として議論すべき事項ではないのかなとまず思っております。例えば獣医師1人当たりの家畜飼養頭数で見ますと、沿岸部と比較しまして1.3倍から1.7倍の飼養頭数を獣医師さんが診なければならないという状況が、開業獣医師さんが診なければならないという状況が生じてございます。沿岸部のほうが開業獣医師さんが多いという実情があるためにそうなりますけれども、もしこの状況が続きますと、やはり先ほど議員が申し上げたとおりに夜間の診療とか緊急性を伴うような場合の事故に対応できないという可能性もありますので、人数の確保のほうについてはやはり必要だろうというふうに私も認識しております。この課題は、ここ数年でクリア、1年とか2年とか3年、それ以内にクリアしなければならない課題だろうというふうにも思っておりますので、まず動きといたしましては、共済組合あるいは県、その地域の偏在をまず解消していただきたいということを訴えながら、検討、協議のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 私は、岩泉町独自で家畜診療所を開設することを目標に掲げ、取り組んでいただきたいと思います。獣医師確保に当たっては、その施設整備、雇用待遇、運営体制等、様々な困難が待ち受けていると思っておりますが、畜産農家の切実な思いを酌んでいただきたいと思います。また、家畜診療所開設に当たっては、働き方改革も念頭に置き、獣医師の業務負担軽減も考え、医療業務、指導業務を分離し、衛生管理、栄養管理も行う家畜診療所であってほしいと思

ます。農業共済組合の獣医師が定着しない根本的な理由を考慮しながら取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、町当局ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

家畜、農業共済組合のほうの現在の運営方針は、先ほど議員がおっしゃられたとおりに、雇用環境の変化によりまして、やはり大変な状況にありますよということで、今年度の方針につきましても労働環境の保全を第一に捉えながら運営をしていきたいという方針なようでございます。したがって、当管内のほうの獣医師の配属につきましても、共済組合は相当厳しい状況にあるだろうというふうに思っておりますが、獣医師の確保につきましても県でも相応の獣医師職員を抱えている状況ですけれども、不足している状況にあります。したがって、総体として獣医師さんが少ない中で雇用環境、労働環境を配慮しながらやっていくには、やはり1市町村での対応も相当厳しい状況があるのかなというふうにも思っておりますので、田野畑村とか宮古市、葛巻町、そういった近隣の市町村との連携した動きも必要だろうというふうに考えてございます。地域の畜産の振興の観点からも、やはり獣医師の確保は喫緊の課題でございますので、検討、協議につきましても一段一段上った形の協議になるように進めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 最後になりますけれども、将来を見据えた獣医師確保対策として、医師奨学制度同様の獣医師奨学制度の採用も視野に入れるべきではないでしょうか。そういう制度があることによって獣医師を目指す学生が必ず現れると確信します。獣医師確保につきましても、本当に大変なことであり、大変な労力も必要であると思っておりますが、最重要課題として取り組んでいただくことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） 最後、答弁はいいですか。

○2番（佐藤安美君） はい。

○議長（野館泰喜君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時08分)

令和3年第2回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 5 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 6 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 6 月 4 日 午 前 1 1 時 2 0 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	5 番	八重樫龍介
	6 番	三田地久志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 6 月 4 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

4月に行われた町議会議員選挙後、最初の町議会定例会となり、公約実現に向けての取組のスタートとなります。

初めに、町長を先頭に新型コロナウイルス対策に献身的に取り組まれていることに心から敬意を表しますとともに、現場で力を尽くしている医療、介護関係者などの皆さんに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染者は、5月23日現在、世界で1億6,670万人、うち死者345万人、日本では71万9,556人、うち死者1万2,322人、県内では1,343人、うち死者43人となっています。

政府は、5月28日、新型コロナウイルス緊急事態宣言に関し、9都道府県に発令している5月31日までの期限を6月20日まで延長することを決定しました。

このような中、各社世論調査では、東京オリンピック・パラリンピックの中止、再延期の声が多数派になっています。信濃毎日新聞は、5月23日付で、東京オリンピック・パラリンピックに

ついて「政府は中止を決断せよ」と題する社説を掲載し、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に、「国民の命と暮らしを守る決断」を求めました。国際オリンピック委員会のバッハ会長は、「五輪の夢を実現するために、誰もが幾らかの犠牲を払わないといけない」と、またコーツ副会長は、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が発令されている下でも五輪開催は「完全にイエスだ」などと発言しています。これは、五輪憲章の「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人間の調和の取れた発展にスポーツを役立てること」に違反します。

私は、日本政府及び東京都は、バッハ会長、コーツ副会長の発言に抗議し、東京オリンピック・パラリンピックの中止を国際オリンピック委員会に提起すべきだと考えます。町長の所見を伺います。

また、さきに述べた世界、国内、県内の感染状況を町長はどう認識していますか。岩泉町に感染者が出ていない取組からどのような教訓を得て、今後はどう生かしていくのか伺います。

次に、中居町長の町政に対する姿勢について伺います。

平成30年1月、突然の町長選挙。無競争で町長に就任してから、4回の所信表明、施政方針演述をしています。大きなところでまとめると、平成30年度は「引き続き災害復旧に重点」、令和元年度は「災害復旧・復興を加速し、新しい総合計画の策定へ」、令和2年度は、2年度からスタートする7年間の新しい総合計画「岩泉町未来づくりプラン～希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」、そして令和3年度は、「復旧復興の総仕上げと持続するまちづくり」、「未来づくりプランの『3つの花』を中心としたまちづくり」を引き続き行っていくとしています。

私は、町民に示した希望、この施政方針演述の実現のために全身全霊で取り組むべきだと思います。再選出馬を表明し、元気よく前に進みましょう。中居町長の決意を伺います。

最後になりますが、私が本年改めて掲げた目標が「農林漁業振興、地元にお金を回す、地域循環型経済」です。山ほどある課題に取り組んでいくわけですが、今農林漁業振興でマイナスになると考えているのが目の前に2つあります。

1つ目は、政府の福島原発の放射能汚染水の海洋放出決定です。これは、岩手県と岩泉町の基幹産業である漁業、水産業にとって許すことができないものであり、世界中の科学者の知見、英知で対応策を検討すべきであり、「放出決定」は許せません。岸宏全漁連会長も大井誠治県漁連会長も「断固反対・容認できない」としています。町長の所見を伺います。

2つ目は、大詰めを迎えている有芸水堀地区の風力発電事業の影響です。風力発電所に予定されている近くでは、そこに住み、養豚、酪農を営んでいる農家があります。そして、風力発電所に反対しています。

その理由は、想定外の自然災害が起こる現在、山の頂上に大きな風力発電機を広範囲に設置されると、安心して生活、仕事に励めないということです。また、低周波の問題も解明されていません。人間だけでなく、飼育、放牧している生物への影響も心配しています。

仮に設置を進めるとすれば、保障に対する事前の合意が必要です。問題が起きてからでは、仕事で裁判などには対応できないということです。

さらに、ここは国の天然記念物であるイヌワシの重要繁殖地があります。この計画地の牧野周辺では、近郊3か所の繁殖地のイヌワシが高頻度で確認され、重要な狩り場であることが判明しております。専門家は、イヌワシの計画地内飛来数を年間に換算すると約400回になるといいます。こういうところに風力発電所を開発するというのは、私は絶対許されてはならないと考えます。持続可能な発展を目指す立場からの町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に関するご質問についてであります。「復興五輪」と位置づけられている東京2020オリンピック・パラリンピックは、昭和39年に開催された東京オリンピックから半世紀を経て、再び日本で開催される夏のオリンピックであります。

本来であれば、スポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが、日本国民の誰もが応援できる体制で迎えられることが望ましいと考えておりますが、国内において新型コロナウイルス感染症が拡大をし、複数の都道府県で緊急事態宣言が発令されている状況下において、このオリンピック・パラリンピックの開催に対する様々なご意見があることは承知をしているところであります。

しかしながら、オリンピックの大会中止の提起に関しましては、国、東京都及び東京オリンピック競技大会組織委員会等、関係機関において適切な判断がなされるべき内容であると認識をしているところであります。

町といたしましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況悪化によっては、県実行委員会の聖火事業の規模の縮小の判断がなされることなども想定をしながら、6月17日と目前に迫っている町内でのオリンピック聖火リレー、そしてまた8月12日のパラリンピック聖火フェスティバルの実施に向けて準備を進めておりますことから、感染対策に十分配慮した上で、これらの事業実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、世界、国内及び県内の感染状況に対する認識でございますが、現在、感染力の強い新型コロナウイルス変異株が我が国を含めた世界中で猛威を振るっている状況であり、県内におきましても変異株に置き換わり始め、いつ本町で感染者が確認されてもおかしくない状況であると認識をしております。

本町におきましては、これまで町からの普及啓発に対し、町民の皆様から真摯に取り組んでいただいたご努力、ご協力により感染者ゼロを継続をしており、この場をお借りし、改めて町民の皆様へ感謝を申し上げたいと、このように思います。

今後におきましても、迅速かつ効率的なワクチン接種に努めることはもとより、感染拡大地域との往來の自粛等といった感染対策の原則に立ち返り、基本的な感染対策に継続して取り組まれるよう、あらゆる機会を捉え啓発活動を行い、より一層の感染対策を講じてまいりたいと考えております。

あわせて、感染された方や、その関係者に対しましては、誹謗中傷の抑制を図ることも大変重要であると認識をしております。万が一、町内において感染者が確認された場合でも、「差別・嫌がらせ・偏見・いじめ」、このようなものについては決して許されることではないと、このように思っておりますので、町民の皆様におかれましては、ぜひとも冷静な対応をしていただくよう心からお願いを申し上げたいと、このように思います。

今後におきましても、「自らの命はもとより、大切な人の命を守る」ために、様々な広報媒体を通じ情報発信を町も行ってまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、私の姿勢についてのご質問でございますが、振り返ってみますと、平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興の推進は、まさに私の「一丁目一番地」の公約でありました。これまでこの公約の実現のために一心不乱に全力で取り組んでまいりました。

台風災害から4年9か月がたち、ここまで何とか進めてこられましたのも、町民の皆様のご協力や、国、県の支援、そしてまた町議会の皆様のご理解と後押しがあったからこそであり、この

場をお借りし、改めて感謝を申し上げたいと、このように思います。

私の思いは、ふるさと岩泉を、大災害を乗り越えて、より住みやすい町に、そして町民の皆様がより幸せを感じ、生きがいを実感できる環境を整備し、その環境を次の世代につないでいきたいとの思いであります。

特にも昨年からは新型コロナウイルス感染症の対応として、まずは町民の皆様の命を守ることを最優先に取り組んできたところであります。

その上で、町内の飲食業や旅館業など、町内の中小事業者などへ経済支援を行うとともに、町民の皆様の雇用も守ってきたところであります。

現在は、ワクチン接種が一日でも早く希望する町民の皆様に行き届くよう、済生会岩泉病院の協力の下、全力で取り組んでいるところであります。

また、台風災害からの復旧・復興の完遂後におきましては、これまで積み残されてきた政策や様々な課題を克服をしながら、「岩泉町未来づくりプラン」を着実に実行し、町勢発展のため取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、福島原発の放射能汚染水の処理水の海洋放出についてであります。小本浜漁業協同組合を含む県内24の漁業協同組合と県漁業協同組合連合会が反対の意を表明をしております。

本町といたしましては、海産物に対する風評被害のおそれがあること及び海洋環境への影響が懸念されることから、小本浜漁業協同組合と歩調を合わせ対応してまいりたいと考えております。

なお、県沿岸12市町村で構成をする「岩手三陸連携会議」では、国に対して、処理水の海洋放出につきましては「新たな処理や保管方法の検討」、「風評被害を払拭するための対策」、「水産業の振興の取組強化」の3点についてこのたび要望をしたところであり、今後も引き続き沿岸12市町村と連携をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

次に、有芸水堀地区の風力発電事業についてであります。この事業は水堀地区の山頂付近に12基の風車を建設するもので、事業主体は東京都の再生可能エネルギー発電事業運営会社であります。

4月には、事業者が水堀地区を含む地域の皆様への説明会を開催をしており、現在は国への環境影響評価の途中で、事業計画では本年9月頃に確定通知がなされる予定と伺っております。

事業の実施は、経済産業大臣からの確定通知後となっており、決定までには町の意見及び事業計画を踏まえた上で、県知事が国に対し意見書を提出をし、その後環境大臣の意見を踏まえ、経

済産業省の審査という流れになっております。

町では、「環境保全や動植物の保護」、「水質の保全」、「イヌワシへの影響調査」、「道路建設の際の家畜への配慮」などの意見を付して、県知事に意見書を提出しております。

議員ご指摘の自然災害への懸念、低周波による影響、建設後に問題が発生した際の補償、そしてイヌワシの保護など、これらにつきましては環境影響評価の中で調査される項目もあり、国の指導の下、徹底されるものでありますが、地域の皆様には真摯に丁寧に説明をしてご理解をいただくことが必要である旨、事業者にも申入れをしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） ご答弁、親切丁寧にありがとうございました。

まず、私が一番心配しております有芸の水堀地区の風力発電の問題について再質問いたします。答弁にも書いてありますが、有芸の水堀地区で第一次産業の養豚とか酪農を営んで、その場に生活している方がいるのですが、風力発電が予定されている場所は、はるかかなたに建設が予定されているのではなくて、すぐ目の前の頂上といいますか、そこのところに広大に、てっぺん付近に広大に計画されていると。

そこで、まず台風10号の担当課のほうにお伺いしますが、台風10号のときに水堀地区での被害といいますか、それはどういうふうなものでした。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の議員のご質問の台風10号の際の被害状況でございますが、水堀地区でもやはり大雨によりまして河川が増水して、土坡、路肩ですか、河川の肩が流出したり、あと一部ブロック積みのところが破壊、崩壊するというような部分もございました。下流側に行きますと、支所付近においては河川の災害復旧工事を今回実施いたしまして完了しているというような状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 自然災害の関係ですが、これからは想定外の災害が起きます。少なくとも台風10号以上の災害というものはこれからも発生すると、そういうふうを考えるのが自然だと思います。それで、山頂付近に広大に大きな風力発電機を設置するわけですが、これに対しての想定外の自然災害という問題が起きてまいります。この点は、町としても慎重に検討すべきだと

思います。この点についてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘の環境に対する影響でございますが、1つには風力発電事業を実施する際には、環境影響評価の実施が必要となっております。こちらのほうの手続につきましては、答弁のほうでもさせていただいておりますけれども、町としましてはこの事業に対しての意見書というものを付して提出することになっておりまして、これを知事のほうに上げさせていただいております。その中でもこの環境の部分については配慮するよという意見を付しております。その上で、岩手県知事が国に対してまた意見書を付して、それを環境大臣、経産大臣のところでチェック、確認をした上で勧告して、最後評価書の確定通知となるのですが、これまではその中で慎重にこれらを全部審査することになっておりまして、順番でいきますと配慮書、方法書、準備書、最後に評価書という形で、長きにわたってこれらの調査を進めていると。現在、最終の評価書の段階になってきているわけですが、その中で先ほど議員がご指摘にあった例えば大雨であったりの際の土砂の流出、河川の増水、こういったものも対処するように沈砂池を設置するとか、木を切る範囲は最小にするとか、様々な部分で意見書を国に出して、最後国に認められればそれは事業として確定をして着手できるという厳しい審査を今受けているというような状況でございますので、町といたしましては意見を付して、その意見に沿って環境影響を全部評価して対応した上でやってくださいという意見を付しているというような状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 質問の中でも低周波の問題を質問しました。風力発電の場合は、低周波だけでなく、音といいますか、音を発生させるのですよ。それが狭い範囲の中に風力発電所を造るので、低周波だけでなく、音といいますか、それに対しての人間とか生物のストレス、そういうふうなストレスも発生してくると。狭い面積の中に造るので、放牧をしている、そういうふうな生物というか、家畜に対しても当然にストレスが起きてくると。こういうふうなことによって生活だけでなく、営業ですか、そっちのほうでも大きな影響が出てくると。水堀の人たちが言っているのは、俺たちは仕事で精いっぱい、問題が出てきたときは当然裁判でやらなければならないが、そういうふうな裁判なんかをやっている、そういうふうな時間もつけれない、こういうふうな話ししているのです。こういうふうな話をしていることについて、当局としてはど

ういうふうに考えているのでしょうか。そういうふうな意見も当局としてはつかんでおりましたか、それも含めてお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘のありましたことにつきましては、事業者も説明会のほうに、町のほうでも参加しておりますので、その内容については住民の皆さんの意見は確認しております。その上で、環境影響評価の中で、先ほどご指摘のありました風車の騒音、それから低周波、これも影響評価の中に入っております、現在の状況、それから風車ができた後の将来の予測、こういったのも含め全てを環境の中でどうかというところを全部今調査しているということになっております。あとはそれ以外にも風車の陰の影響でありますとか、それからイヌワシの関係でありますとか、そういったのを全部調査中であると。

住民の皆様には、私のほうからもお話しさせていただいておりますけれども、こういった事業がありますと。これについては、こういった環境影響評価の中で確定が出ない限りは着手にはなりません。事業者のほうには、皆さんからの不安な点、疑問点、こういったものには真摯に丁寧に説明をしてくださいということも事業者のほうにお伝えはしまして、説明会も今度また開催してほしいという有芸の皆様のご意見がございましたので、それを申し入れてまた開催をして、丁寧な説明をいただくという段取りにしております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） そうすると、まず進行形ということで、これから一つ一つ変化していくわけですが、町当局の権限としてはどういうふうなものがあるのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この風力発電事業につきましては、環境影響評価の手続の分は国からの確定通知が出ての着手ということになりますので、最終的なところは国にございます。岩泉町といたしましては、これまでに意見書を3回提出しております。平成29年に2回、令和2年に1回ということで、町のほうとしましてはこの意見書を付すと、知事のほうにそれを申し入れるというところの分での実施ということになっております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 意見書を3回出しているということですが、その内容について伺うことができますか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 若干町長答弁の中でも触れさせていただいておりますけれども、環境保全、動植物の保護の関係、それから水質の保全、あとイヌワシへの影響調査、それから道路建設の際の家畜への配慮等がございます。3回申入れをしておりますけれども、それらの中にこれらを含めた形での意見とさせていただいております。イヌワシについてのモニタリングであるとか、有識者からの意見を得ながら実施する。あとは地域住民の理解、有識者の意見を得ながら周辺の環境の保全を最大限配慮するというような項目を3回にわたって申入れをしております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 最後になりますが、水堀の人たちが心配している、もしできたときに、その被害が発生したときに、そのときにやるのではなくて、始める前の合意が必要だと、そういうふうに言っているのですが、こういうふうなこの点については合意書を結ぶというような形になると思うのですが、こういう点については町としてはタッチはできないものなののでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） あくまでもこの風力発電事業につきましては、事業者が主体となって事業者が行うものでございます。その中で国のお墨つきの確定が出て実施されるものというようになっております。町のほうといたしましては、事業者のほうにやはり町民の皆さんの不安払拭のためには、しっかりとその内容について説明をしてください、変わった部分についても真摯に説明をする、あとそういったところがまずなければ進むに当たってはなかなか難しいのではないですかと、皆様のご理解を得てくださいというような話はしております。

補償の関係につきましても、せんだっての説明会の際に事業者のほうでは、それは適切に調査した上で対応するというようなお話はございました。町のほうとしては、それを事業者のほうにしっかりと説明するようにお伝えすると、あと町民の皆様にはこの環境対策、再生可能エネルギーの関係、こういったものは今後地球的な規模でいろいろと今後必要になってくるのだらうと、重要なことではあると思うという話はさせていただいております。町のほうとして、その部分はどちらにもそういったお話を、できる限りの協力はしていくというような考えでございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 現在の時点で了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。よろしくお願ひいたします。私は、先般の岩泉町議会議員一般選挙において、町民、有識者の皆様にお選びいただき、町政に参画する機会をいただきました。改めて気の引き締まる思いであります。また、当局の皆様におかれましては、5年前、台風10号の際には小本支所臨時職員として、小本支所のみならず、制度再建の支援のために本町担当各部署の皆様大変お世話になりました。立場は変わりますが、ふるさと岩泉の今後のために今後も尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、質問に入ります。通告に基づきまして、一般質問を2点行わせていただきます。

1つ目、ふるさと版企業納税についてです。地方公共団体における財政状況につきましては、周知の事実と思われまますので、定量的な説明は割愛し、私の経験から課題意識をお伝えしたいと思います。

私自身は、これまで10の道県、20の市町村で、被災地で被災者支援における活動調整を行ってまいりました。被災した自治体とともに、県域、市町村域、集落ごとに、制度とその弾力的運用、民間による支援活動との調整を行うというものです。

20市町村の多くは、財政規模が縮小傾向にある一方で、社会保障、公共施設の維持管理、さらにコロナ、災害など、あえてアクシデントと申しますが、アクシデントも含め対応課題は増加する状況の中で、地域内外の資源の巻き込み、活性化に苦慮しながら工夫を重ね対応している状況でありました。

通減する歳入下で、多くの課題を解決しなければならない状況下において、SDGsにもうたわれております資源循環、持続可能性などをどのように担保していくのか。資源の確保育成と効率の改善は本町においても大きな課題であると認識しているところであります。

そこで、外部資源を積極的に活用する取組みの一つ、企業版ふるさと納税についてお尋ねします。これまでの実績、課題と、今後の戦略について、地域再生計画内5-2②事業の内容、並びに5-2④寄附の金額の目安を前提にしてご教示ください。また、他の取組、政策へ期待できる波及効果があれば併せてご教示お願ひいたします。

2つ目の質問です。公共交通網の構築についてご質問いたします。

20市町村における被災者支援調整で緊急期の対応が落ち着くにつれ支援課題になることの一つに移動支援がございます。特に水害では、車両の流出が多く、中山間地のみならず、岡山県倉敷市などの都市部でも発生しているものであります。聞いてみますと、災害以前から、そろそろ手をつけなければならないご高齢の方たちの生活を移動の面で支えるということが災害に際し表面化したものが多くございました。

昨今、本町においても、加齢による免許返納や災害によるコミュニティーの変化により、各種手続、通院、買物が不自由になったとの声を伺っているところでございます。運転の際のふらつきや自覚があっても、買物に行けなくなるので、免許の返納ができない。今度の誕生日で免許を返してしまうと、息子のいる盛岡に帰らなければならない、ここにはもう住めないかもしれない。高台にできた公営住宅に入居したならば、下の幹線道路まで下りていくのが大変で、支所に手続に行けなくなった。トンネルに入る際の幻覚、出たり入ったりする際に、ブラックアウト、ホワイトアウトをしてとても怖いけれども、今買物に行かないと生活ができないので、何とか運転をしている。でも、その老人はトラクターの運転は今年はやめて、田んぼの機械の作業を他の方にお願ひしたりといった状況の中で、何とか生活をなさっている方々の声を多く聞いているところで。また、同じ町内であっても、地域ごとに地理的条件、既存資源、路線バスのインパクトなど課題、背景も多様です。

一方、大川地区では、コミュニティーバスの取組や商工会でも見守りを兼ねる小売事業者への支援を講じていると伺います。

改めて公共交通網の構築についてお尋ねします。岩泉町未来づくりプランに示されているデマンド交通地域の目標値に対するその後の進捗、課題と展開の見通しをご説明ください。また、「公共」交通網とはありますが、共助を促進する取組もあれば併せてご教示ください。

以上、本席からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁お願ひします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、企業版ふるさと納税につきましては、地域再生計画の認定を昨年11月に内閣府から受け、同制度による寄附金の受入れ態勢が整ったところであります。

本年度に入り、4月からの2か月間で、県内外8企業から10件740万円の申出をいただき、4件520万円は「魅力ある居住環境の整備事業」に、6件220万円は「企業版ふるさと納税伴走支援事業」への充当を予定をしており、これまでの取組が成果につながってきているものと、このように認識をしているところであります。

しかしながら、いまだ本制度の認知度が低いことから、引き続き全庁を挙げてのPR活動と地方創生に必要な既存事業の効果を高める見直しや、新規事業の創設などを行っていくことが重要であると考えているところであります。

また、寄附金額の目安を3か年で3億円に設定したのは、内閣府指導の下、町の標準財政規模の10%以内を根拠としているものであります。

今後は、知見のある業者との伴走支援事業によって、新たな民間資金の流れを呼び込む仕組みを構築をしまいたいと考えており、このような取組は県内でも初の試みではないのかなど、このように思っております。

この事業は、企業に合った企画の作成、ご提案、マッチングなどの業務委託を予定をしておりまして、この取組により多くの企業からの応援を期待するとともに、社員研修の場の提供など、企業との関わりを通じた相乗効果にもつなげてまいりたいと、このように考えております。

次に、岩泉町未来づくりプランに示しておりますデマンド交通地域の目標値に対する進捗状況についてであります。現時点で町内においてデマンド交通を実施している地域は、大川地区となっております。

大川地区のデマンド交通の状況は、令和2年度の年間利用者が延べ511人となっており、運行区域内の希望場所まで利用可能で、運行事業費から利用料等を差し引いた相当分について町費で補填をしているものであります。

デマンド交通の導入に際しましては、運転手の確保が最も重要な課題であると認識をしておりますが、本年度安家地区において実証実験を予定をしておりますことから、この実証実験の結果を踏まえ、運転手の確保も含め、地域の皆様の生活を支えることができるデマンド交通の構築について研究を進めてまいりたいと考えております。

岩泉町未来づくりプランに示しておりますデマンド交通地域の令和4年度における目標値は3地区でありますことから、次年度以降において他の地域への導入も進め、ぜひともこの目標値を達成をしたいと考えております。

また、共助で取り組んでいる交通対策についてであります。現在は交通空白地有償運送事業費補助と二次交通対策費補助を行っております。両補助とも交通不便地域において、公共交通手段を地域自ら確保しようとする事業に対して支援をするもので、交通空白地有償運送事業費補助は、おおかわむら地域振興協議会に対して行っており、二次交通対策につきましては小川、安家、有芸の各地域振興協議会が実施をしているタクシー及びバス運行事業に対し補助しているところでもあります。

さきにも述べさせていただきましたとおり、デマンド交通の導入に際しては、運転手など人材の確保が課題であることから、地域の皆様に事業のご理解を賜り、あわせて事業へのご協力をいただけるよう今後も取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 1番、再質問はありますか。1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） ご答弁ありがとうございました。手元に企業版ふるさと納税に関する民間の調査のレポートがございまして、本年3月に大手旅行代理店と取引のある自治体448団体、企業が1,147社に対して企業版ふるさと納税についてアンケートを取った、そういった結果になっていきます。全体の企業といたしましては、1,147社の母数ではありますが、知っているというふうに回答した企業が34%にとどまっているところです。1,000人以上の事業規模の会社については、認知度が51%、規模が多い企業ほど知っているというふうになっているようです。実際に寄附に至っているのかどうかということも、1,000人以下の事業所と1,000人以上の事業所で、知っている方のうちの7%と20%ということで、1,000人以上の事業所のほうがふるさと納税を実施している割合が高いということのようです。認知が少ない、認知度が高くなく、全庁を挙げてのPR活動が必要ということでご答弁いただいたとおりの結果かなというふうに思っておりますが、実際には、知っている方々に制度の説明をしたら、その半数は検討してみたいということだったので、まだまだ伸びる市場なのだろうということです。一方で、3月の定例会で質問あったように、先行者利益と言われるものも存在しておりまして、自治体によっては100億円それで集めてしまっていたりですとか、県内でも北上市で16億円というのは3月の議会の繰り返しになりますが、といったところですので、PR活動が不足しているのか、商品としての地域再生計画を充実させなければいけないのかの見極めは必要ではないかなと思いますが、お考えをお知らせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のほうからいろいろと調査していただいた件でございますが、まさに議員がおっしゃったとおり、やはり今はまだ企業版のふるさと納税というところが認知度が低いというのはこちらでも感じております。その中で、今議員からご指摘のありました企業版ふるさと納税というのは、その町でやっている新たな取組、事業、魅力あるもの、こういったものに寄附をいただくというものでございます。1つには、やはりその部分は重要で、どうしても魅力ある事業で、こちらの岩泉町のほうでもまちづくりに関して企業のほうにお願いをして、そこにぜひ寄附をいただくというところの事業のブラッシュアップ、これは重要だと思っております。もう一つは、やはりこの認知度の中で皆さんにPR、全国に向けてのPRがやはり不足しているのだらうなというも感じておまして、これはこれから力を入れる部分だと思っております。この2つのところを頑張ってちょっと取り組まなければならないのだらうなと。

先ほどちょっとご指摘ありましたように、やはり企業版ふるさと納税の認知度が低いというところは、裏を返せばまだ成熟していないこの制度の中で、取っかかりを早くやって、その中でどんどんPRをして先行していけば、先ほどのような他市町村の金額とか、こういったものを目標に置きながらやっていけるのではないかなという部分も考えておりますので、努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。引き続きになりますが、調査内容では、検討した、ふるさと納税をご存じで検討に入った企業をご存じの企業のうちの3分の1、検討に入ったうち実施したのがさらに2分の1ということで、ご存じの企業の5分の1から6分の1の企業が寄附に至っている、そういった状況です。寄附に至ったところは、なぜ寄附をしたのかということも重要ですが、寄附をしなかったところはなぜ寄附をしなかったのか、そちらについては十分な情報がない。先ほど当局からの答弁にもございましたように、もう一つは寄附したいプロジェクトがない。双方3割を超える回答になっているところです。ですので、先ほどのご答弁の中で地域再生計画をブラッシュアップをしていくというのは、まちづくり未来プランの中でPDC Aを回すということがうたわれておりますので、より本質を突いていく面白い事業ということかなとは思いますが、一方でほかのチャンネルであったりとか伝え方もあろうかと思っておりますけれども、ほかのというのは委託ということで書いてはございますが、職員の方が誘致企業に出向いて広報、営業活動をなさっているとも伺っておりますけれども、ほかのアイデアがあればお知らせ

いただきたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） やはりこの認知度というところでは、情報発信、町からの露出という部分が少ない、そのところが弱いというふうなところも感じております。誘致企業の関係では、先ほど議員もおっしゃったように、我々のほうでも出向きまして、今回このような実績は4月からの2か月で上げさせていただいております。ただその一方で、それ以外のところで、ではどういったふうに手段を取りながらやっていくのかということになりますと、まず今年度実施しようと思っておりますのが、岩手銀行さんの関連のところ、こういった企業版ふるさと納税のところを手がける企業さんがございます。そちらのほうにふるさと納税自体を財源としてお願いをして、全国的に動いてもらったり情報発信をしてもらったり、そこは町と一緒に頑張ってちょっと取り組んでいこうかなと。ただそれにしても、魅力ある事業、ブラッシュアップして皆さんにお願いする事業というのは、これは町のほうでつくり上げなければならない部分でございますので、そちらのほうは町として力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。昨日の会議資料、報告の中に、第三セクターの経営状況についてのレポートもございまして、20億円に近い売上げを持っている取引先、納入先は厳しいのかもしれませんが、仕入れ業者、納入業者ももちろんいらっしゃるだろうというふうに思います。総力を挙げてといいますと、管轄の部署が違うかもしれませんが、全庁一丸となつてのPRということで申し上げれば、そういった全てのチャンネル、例えば危機管理課が主管していると思いますけれども、災害協定を結んでいる企業さんに働きかけてみるですとか、持っているチャンネルを総動員してということでお考えいただきたいなというふうに思っているところで、ご意見をください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まさに全庁挙げて取り組むべきものでございますので、各課にまたがる関連する企業、それから事業の中で関係するもの、そういったものを全部総力で拾い出しながらPRに努めていきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 何度も同じ調査の中からお話をして恐縮ですけれども、実際に寄附をした

企業さんが、ふるさと納税に対して何を魅力と感じているのかというレポートも載っているところ。そちらによりますと、節税ですとか社会貢献のイメージ戦略だけではなくて、プロジェクトの企画検討推進に関われる、企業として。もう一つが、実証実験、先ほど公共交通網のところであ家で実証実験というお話をなさっていましたが、各実証実験、企業としてもチャレンジな試みを自治体の地域課題解決のために一緒にやっていく、その2点がそれぞれ5割を超える企業版ふるさと納税に対するメリットだというふうに報告されています。

地域再生計画の中には、Society5.0みたいな新しいものを取り込んでということもあるので、そういったことも、それは伴走支援をしてくださる事業者に提供するのか、町が直接なのかということはあるけれども、事業のブラッシュアップの中で取り入れていただければ、より引っかかりの多いというか、PRする力が多くなるかとは思いますが、お考えをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員からありましたように、企業のほうで節税のみならず、そういった地方創生のほうに力になりたいという、これは大変うれしいことで、節税がやっぱりメリットだというふうに国のほうは言っておりますが、そうではなくて企業のほうが地方に入って人材であったり、そういったノウハウを生かしながらやるというのは大変うれしいことでありますので、その部分はやっぱり我々のほうで先ほどのような未来づくりプランの中にある事業、こういったものをブラッシュアップしながら、企業さんと組めるものとかというのを拾い出しながら引き続きちょっとやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。質問の中でどういったことに波及しそうですかという項目も私質問させていただいてまして、それに対しては、新たな民間資金の流れを呼び込む仕組みを構築ということと、企業との関わりを通じた相乗効果というふうにご回答いただいておりますが、もう少し具体的に企業誘致につなげていくですとか、端的なものでここにつながればいいのではないかとといったような戦略の方向性があればお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今後この企業版ふるさと納税を通じまして、1つには、答弁の中にもありますが、企業との関わりの中で社員研修があるとか、その先には交流があつて、そして観光であるとか、そしてその先にはさらに企業のほうの誘致というのも、これも頭にあります。

その企業誘致というところが、地元を知っていただいて、地元の魅力を知っていただいて、そしてその中で何らかの関わりを持ってきていただける、あとはその企業の関連の会社で何かこちらのほうでの関わりができるとか、こういった広がりというのができれば、そういった雇用の関係、定住にもつながっていくものかなというふうに考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。ぜひそのように、個々の施策、たくさんの施策が未来づくりプランには示されておりますけれども、なかなか全て同時進行というわけにもいかないと思いますので、そういった何が先にあって、どうつながっていくのかという戦略の中で、部署にまたがる事業についても統合していける、横の連携ができるということになると非常に効率がいいのではないかとこのように考えているところでして、ぜひそのように進めていただければなというふうに思います。

2つ目の質問に対するご回答をいただきました。そちらについてですが、岩泉町の未来づくりプランに示している目標値、3地域というのは、先行している大川地区、今年度やる安家地区にプラスもう1地域で3地域ということによろしいか、お答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 目標に掲げております地域につきましては、大川、それから安家、これを実証実験、安家をしまして、あと有芸地区、こういったところかなと思っております。455号線沿いの小川、岩泉、小本という部分では、かなり交通網の部分では、ちょっと不便な部分がありますけれども、そういったところはかなり整ってきてはいるのではないかなということで、その3地区を一応目標値というふうにさせていただいております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。安家地区でここまで二、三年かけて地域振興協議会の事務局が中心になって様々な準備をしてきたというふうに認識しておりますけれども、今の有芸地区に対して、それをそのまま移植というか、当てはめることができる状況であるかどうかと、もし難しければどういった手の差し伸べ方があるのかということについて所見をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今安家地区のほうで今年度実証実験という形でやらせていただ

きますけれども、やはり地区ごとで状況が違っております。そこまでの道路であるとか、家族であるとか一人世帯の高齢者が多い少ない、様々な状況がありますので、安家地区は安家地区でちょっとやって、トライアル・エンド・エラーではないですけども、そういったところからノウハウを蓄積したものを次の地区には持って、そこについてもやはりやってみて、どこにどういうものがあるかというのを拾い出しながら、そして皆さんのご意見を聞きながらつくり上げていくという形になろうかなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。共助についてもご質問させていただきました。ご丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。先ほどのお話にもございましたが、小本、岩泉、小川は、大きな路線があるものですから、便利な反面、細かい支援の枠組みを構築するのがちょっと難しいエリアになっているかなというふうに思っています。そこで、役場が主導で全ての交通網の整備ではなくて、住民の助け合いで何かそういったところは埋めていったほうがいいのではないかなというふうに地域の事情を見ながら思っているところですが、具体的に共助を促進するためのアイデアですとかヒントみたいなものをお持ちでしたらご享受ください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この小本、岩泉、小川にしても幹線はあるのですけれども、山際の方、川のほうの方、いろいろなケースでやはり不便は生じていると。そこにやはり公の路線ばかり、業者の路線ばかりということではなくて、例えば地域振興協議会でもって独自にそういったところを運営するとか、さらに言えばNPOのような形でやっていけるかとか様々な、その後もう一つ言えば、その住民の方々がまとまって何かできないかとか、こういった公だけではなくて、共助の部分ではいろいろ考えはあるのかなと、この辺も意見交換をしながらやれるところから着手して、それこそ実証実験ではないですけども、そういった形もできるのではないかなと、それもちょっと頭にはあります。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。他部署の事業になりますが、生活支援体制整備事業の中で、町民課さんでは生活支援コーディネーターをNPOに委託をしている部分があるかと思えます。そちらの事業でも移動に関わる困難を何とか解決できないかということで問題意識をお持ちということですが、何か本庁内で共有されていたりですとか、現在の進捗が分かればご享

受ください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） こちらの町民課の事業でNPOと連携しながらやっているということになりますが、そちらのNPOのほうからも、やはり交通の部分でいろんな不便があるお年寄りの方で、なかなかちょっと行きたいところに行けないとか、そういった意見も伺っておりますので、そういったところでは交通の部分でも一緒に連携してやれる部分はあるのではないかなというふうには考えております。

○議長（野館泰喜君） それでは、生活支援コーディネーターの分掌範囲を含めて山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

生活支援体制整備事業につきましては、平成30年度から開始してございます。その中で、今まではどちらかといえば健康づくり的な事業に頑張ってきたわけですが、令和3年度においてちょっとどこかの集落であるとか、そういったところに入って状況を確認してみようかなというようなことは考えてございます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。枠組みとしては、別の事業で発している2つの事柄かもしれませんが、同一の内容であればぜひ共有して促進するように、政策推進課様からは情報提供していただきたいと思っておりますし、町民課のほうからはNPOに対して後押しするような助言をいただければなというふうに思っているところです。よろしくお願いいたします。

共助というところですが、具体的にはコミュニティー・カーシェアリングといったような仕組みが世の中にはございまして、そういった仕組みの研究も、あとはよその地域、県内も含めてよその地域の事例も、生活支援コーディネーターを受託しているNPOのほうで研究を進めているというふうに伺っています。そういった民間の、逆に知見とか経験値も吸収していただいて、弾力的な交通網の構築、運用ができていけばいいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

共助につきましては、やはり行政が全てリードするというのではなくて、NPOですとか先ほど地域振興協議会にもということはございましたが、地域住民を、言う側から自ら行動する側にどう変容させていくのかということが非常に重要でして、ずっと災害対応してきましたが、キ

ワードはやっぱり連携、協働です。ですから、本庁の中ではやり切れない、やり得ないものも、やはり地域の方々とともにやっていくということができればいいなというふうには思っておりますが、連携、協働についても併せてよろしく願いいたします。

あと共助のところについてですけれども、やはり答弁全体を通して、役場がやる人で、住民はやってもらう人みたいなトーンになっているところが非常に気になっていまして、そんなことではまちづくりプランもやりきれないというふうに思いますし、上げ膳据え膳みたいなことであつたりとか二項対立の中では地域力が低下することはあっても向上はし得ないだろうと。そういった中で共助が非常に重要で、多くのアクターを巻き込んでいくことが重要だというふうに思っておりますが、お考えをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のほうからおっしゃっていただきましたご意見、私もこれまでいろいろ事業を様々やってきております。そして、未来づくりプランもこれから着手してどんどん進めていかなければならないというところで、やはり町民の皆様それぞれの自助というところになると思うのですけれども、その皆さんが生きがいを持って、生きる力を持ってやっていっていただくというところがまず一つあって、その次に、では近所とかその地区、地域で寄り添って、共助の中でやれる分をやっていく。やはり最後には町のほうが何とかしてくれるのだと、本当に困っているところは何とかしてくれるのだというところを安心していただくと、そこはあるのだよというところでやっていただく。先ほどのこういったバスの対策もそうですし、いろんな対策の中で、そういったところでやっていける分はあるのではないかなと思っています。やっぱり公のところだけが大きくなってしまって、そこだけを頼りにするというのではなく、皆さんの力でやれるところはやっていただくというところはやはり必要なだろうなど。

先ほどあった未来づくりプランにつきましても、やはりすごい盛り込んでいます、いろいろな事業を。これが町のため、町民の皆さんのためということでやっていくわけですが、その中でやはり優先順位をつけて確実に形にしていく、それが実感できるというふうにしていかないと、これは絵に描いた餅のような形になってしまいますので、そういったところも気をつけながら、これから力を入れてその辺は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。2つ目の質問でさせていただいて、ご答弁これま

でいただいた公共交通網の構築という項目につきましては、未来づくりプランの中にあるコンパクトな生活基盤の整備にどう結びつけていけるのかというところの始まりの部分なのかなというふうに認識しているところです。台風10号、大変な災害ではありましたが、各地域に災害公営住宅ができておりますので、その代替案としてそこに住んでいただくといったようなことも、利便性の高い場所に災害公営住宅は比較的好いと思いますので、そういった誘導も併せて、まずはできる、住民の足を確保するというように邁進しながら、ほかの選択肢も併せて提示できる状況になりつつあるのかなというふうに認識しているところです。

今回2点ご質問させていただきました。町内外の資源をどのように主体に置き換えていくのかという観点で物事を考えていこうというふうに思っております。今度ともよろしく願いいたします。答弁は結構です。

以上です。

○議長（野館泰喜君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

以上で一般質問の全てを終わります。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時20分)

令和3年第2回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 5 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 6 月 8 日 午 後 2 時 1 5 分				
	閉 会	令 和 3 年 6 月 8 日 午 後 2 時 2 3 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	5 番	八重樫龍介
	6 番	三田地久志		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年6月8日(火曜日)午後2時15分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)

(補正予算審査特別委員長報告)

日程第2 発議案第4号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、慎重な対応を求める意見書(案)の提出について

(畠山和英議員外5名提出)

日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時15分）

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長、畠山昌典さん、どうぞ。

〔補正予算審査特別委員長 畠山昌典君登壇〕

○補正予算審査特別委員長（畠山昌典君） 令和3年6月8日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。補正予算審査特別委員長、畠山昌典。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

○議長（野館泰喜君） ただいまの補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第2、発議案第4号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、慎重な対応を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 発議案第4号、令和3年6月8日、岩泉町議会議員、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山和英。賛成者、岩泉町議会議員、合砂丈司、同じく林崎寛次郎、同じく三田地久志、同じく八重樫龍介、同じく畠山昌典。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、慎重な対応を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、慎重な対応を求める意見書（案）。

意見書の要旨は、次のとおりです。

多くの関係団体からALPS処理水の海洋放出反対の意見が出されているにもかかわらず、丁寧な説明が十分に設けられずに海洋放出を決定したことは看過することができない措置であること。

東日本大震災後、復興へ邁進した漁業関係者の努力を踏みにじるものであり、このまま海洋放

出となれば、本町の漁業に多大な打撃を与えることが懸念されること。

科学的に安全性が確立されていない段階での海洋放出は、風評被害の発生のみならず、海洋環境の悪化を招くものであり、世界の英知を結集し根本的解決を図ることが必要であることから、漁業関係者の思いを真摯に受け止め、海洋放出決定を撤回し、慎重な対応を求めるものです。

提出先は、次のページに記載しております。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第4号の意見書は、本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（野館泰喜君） 日程第3、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から常任委員会の閉会中の継

続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 2時23分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 舘 泰 喜

署名議員

畠 山 和 英

署名議員

八 重 樫 龍 介

署名議員

三 田 地 久 志
